

下線をクリックすると
該当するページへ移動します

平成27年第3回定例会
新冠町議会会議録
第2日 (平成27年9月17日)

◎議事日程 (第1日)

開会宣告

開議宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 一般質問
- 鳴海修司議員 [「平成28年度以降に係る投資的事業の予算編成方針について」](#)
- 武藤勝罔議員 [「福祉灯油について」](#) [「介護保険制度改正について」](#)
[「地方版総合戦略の策定状況について」](#)
- 氏家良美議員 [「新冠町移住促進住宅政策について」](#)
- 堤 俊昭議員 [「町づくりのリーダーについて」](#)
- 長浜謙太郎議員 [「農業振興政策について」](#)
- 但野裕之議員 [「ジェネリック薬品の利用促進について」](#) [「ふれあい夕食事業について」](#)
- 竹中進一議員 [「新冠町国保診療所改築及び医療圏について」](#)
- 椎名徳次議員 [「農業後継者の花嫁対策事業について」](#)
- 日程第 4 議案第42号 [平成27年度新冠町一般会計補正予算](#)
- 日程第 5 議案第43号 [平成27年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算](#)
- 日程第 6 [議員派遣の件](#)
- 日程第 7 発委第 3号 [新冠町議会会議規則の一部を改正する規則について](#)
- 日程第 8 発委第 4号 [林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について](#)
- 日程第 9 発議第 5号 [日高管内活性化のためのICT利活用促進と基盤整備を
求める意見書の提出について](#)
- 日程第10 発議第 6号 [JR日高線の早期運転再開と在来線の存続を求める意見
書の提出について](#)
- 日程第11 発議第 7号 [安全保障関連法案の今国会成立に反対し廃案を求める意
見書の提出について](#)
- 日程第12 会議案第10号 閉会中の継続調査について
- 日程第13 会議案第11号 閉会中の継続調査について
- 日程第14 会議案第12号 閉会中の継続審査について
- 閉議宣告
- 閉会宣告

◎出席議員 (12名)

1番 竹中進一君	2番 堤俊昭君
3番 氏家良美君	4番 但野裕之君
5番 武田修一君	6番 須崎栄子君
7番 椎名徳次君	8番 秋山三津男君
9番 武藤勝圀君	10番 長浜謙太郎君
11番 鳴海修司君	12番 芳住革二君

◎出席説明員

町長	小竹國昭君
副町長	中村修二君
教育長	杉本貢君
会計管理者	小笠原広明君
総務課長	中村義弘君
町民生活課長	佐渡健能君
保健福祉課長	堤秀文君
建設水道課長	坂東桂治君
産業課長兼農業委員会事務局長	島田和義君
企画課長	佐藤正秀君
教育委員会管理課長	工藤匡君
教育委員会社会教育課長	山本政嗣君
診療所事務長	坂本隆二君
特別養護老人ホーム所長	山下利幸君
総務課総括主幹	新宮信幸君
保健福祉課総括主幹	鷹觜寧君
町民生活課総括主幹	山谷貴君
建設水道課総括主幹	関口英一君
建設水道課総括主幹	本間浩之君
教育委員会社会教育課総括主幹	湊昌行君
農業委員会事務局次長	長谷川誠君
収納対策本部次長	田村一晃君
税務課総括主幹	杉山結城君
代表監査委員	岬長敏君

◎議会事務局

議会事務局長	原田和人君
議会事務局係長	曾我和久君

(開会 10時00分)

○議長（芳住革二君） 皆さん、おはようございます。

◎開議宣告

○議長（芳住革二君） ただ今から、平成27年第3回新冠町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（芳住革二君） 議事日程を報告いたします。本日の議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（芳住革二君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規程により、7番椎名 徳次議員、8番秋山三津男議員を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（芳住革二君） 日程第2 諸般の報告を行います。諸般の報告については、今定例会初日に設置されました平成26年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に鳴海 修司議員、副委員長に秋山 三津男議員、以上のとおり、互選された旨報告が有りました。これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（芳住革二君） 日程第3 一般質問を行います。通告の順序に従い、発言願います。鳴海修司議員の「平成28年度以降に係る投資的事業の予算編成方針について」の発言を許可いたします。鳴海議員。

○11番（鳴海修司君） 11番鳴海修司です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い平成28年度以降に係る投資的事業の予算編成方針について伺います。近年の予算編成方針において、財政の健全化対策が図られている反面、急を要するものから順次取り組むとされている投資的事業の継続抑制が伺われます。昨今の地方交付税等の減収傾向は理解できますが、財政の健全化に捉われるあまり投資的事業への取り組みが消極的になってはいないか。あるいは町民に我慢をさせすぎではないかを検証し、既存業界と町全体の活性化や疲弊感払拭の意味からも健全化対策と投資的事業の均衡点を見極めた計画的な事業展開が必要と考えます。町長の3期目の折り返し地点を過ぎた今、すでにまちづくりに掲げられている事業や、追加が必要とされる事業は、数多くあると思いますが、次の4

点について、平成28年度以降の方針とスケジュール等取り進め方について所見を伺います。1点目として、老朽化が著しい国保診療所、特養施設の建て替えと多目的交流センター、社会福祉協議会の両施設の利用及び整備方針。2点目、ヨシキリ鮫等による漁網被害も視野に置いた前浜における新たな資源確保対策。3点目、交通安全上、二次改築の必要性が生じている東泊津線及び村田泊津線、美宇若園線、判官館2号線の各整備と準用河川の河床低下対策。最後に町営住宅の建て替えと撤去跡地の利用計画。以上よろしく願います。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。小竹町長。

○町長（小竹國昭君） お答えいたします。まず、1点目でございますけれど、昨年国から公共施設等の老朽化対策に鑑み、今後の人口減少等により、公共施設等の利用需要が変化していくことが予測されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化など計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化すると共に、公共施設等の最適な配置を実現するために平成28年度までに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画、公共施設等総合管理計画の策定が求められているところでございます。この計画で対象とするものの範囲は、いわゆるハコモノのほか、道路や橋梁、上下水道等の公営企業の施設など町が所有するものはすべてを対象とすることとなっております。計画には公共施設等の現況及び将来の見通しとして、老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況、今後30年程度を見据えた総人口や年代別人口の見通し、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等のほか総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針及び施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を掲載することとなっております。また、この計画に基づき公共施設等の除却をする場合、地方債の特例措置が講じられることとなっております。ご質問のありました4施設につきましてもこの計画の中で様々な角度から検討を重ね、議会や町民の皆さんとの議論や情報を共有等を図りながら、計画を策定してまいりますのでご理解をいただきたいと存じます。なお、計画の策定につきましては現在、策定作業を進めている町の人口ビジョン及び総合戦略を策定した後に着手できるよう準備を進めたいと考えておりますので、併せてご理解賜りますようお願いを申し上げます。次に、ヨシキリ鮫による漁網被害も視野においた前浜の新たな資源確保対策でございますけれど、ヨシキリ鮫による漁網への被害につきましては、苫小牧沖におけるカレイ刺し網やカニ籠、サケ定置網などへの漁業被害が報道されております。ヨシキリ鮫は本来、熱帯や温帯海域に生息する鮫でございますが、海水温の上昇により、北上してきたものと推測されているところでございます。当町におきましては、これまでに多少の被害は確認されていたものの被害も小さく、大きな問題には至っておりませんでした。今年に入り沖合でタコ漁を操業されている漁業者3戸全てにおいて空釣り網の綱が食いちぎられるなどの被害が頻繁に発生しております。幸いにも沿岸に近い漁場での被害は確認されておりましたが、これから秋サケ定置漁が最盛期を迎えることから、関係す

る漁業者には不安が広がり、事態は深刻さが増しておりますので、北海道や漁業協同組合と連携し、対応について検討してまいります。また、資源確保対策につきましては、漁業協同組合や関係団体と連携し、国や北海道との支援をいただきながら、タコ産卵礁や保育礁の設置、ホッキ最少成員の放流と漁場の耕うん、マツカワ稚魚の放流を継続的に実施し、安定した漁獲の確保に向け、資源づくりに努めているところでございます。新たな取り組みといたしましては、ひだか漁協ですでに取り組み、実績も残されているナマコやツブが有力な候補と考えられますが、漁業者の間でもいろいろな案を模索されているようでございますし、町といたしましても資源を育て、生産増大に向けた取り組みを行うことが重要と考えておりますので、今後とも漁業者や漁協との連携を密にし、支援を図ってまいりたいと考えております。3点目の交通安全上、二次改築の必要性が生じている東泊津線及び村田泊津線、美宇若園線、判官館2号線の各路線の整備と準用河川の河床低下対策でございますが、まず、はじめに美宇若園線及び東泊津線並びに村田泊津線の整備計画についてでございますが、当該路線はいずれの路線も老朽化が著しく道路通行の上でも利用者の皆様に心配をかけることもあり、さらには毎年舗装補修、側溝改修等維持管理費用も多額になってきている路線であるとの認識をしているところでございます。そういった現状であることを踏まえ、美宇地区の美宇若園線につきましては、平成25年度より北海道日高振興局産業振興部農村振興課と道営農道整備事業実施に向けて協議を進めてまいりました。その結果、事業主体は北海道日高振興局で行うことになり、スピードファーム地先の道道と美宇若園線の交差点を起点とし、早川牧場手前の交差点を終点とする延長4740mの道路整備事業を平成28年度より、当該路線の点検診断から始めるところでございます。次に、東泊津地区の東泊津線並びに村田泊津線の整備計画についてでございますが、同じく道営農道整備事業にて、事業化すべく協議を進めているところでございますが、美宇若園線の事業がある程度進捗した段階を見極め、財政状況等を勘案しながら、具体的な協議を始めることになっておりますので、当分の間は今まで通り主に舗装補修等により、利用者に極力迷惑をかけぬよう維持管理していくことをご理解いただきたいと思います。次に、判官館2号線の整備についてでございますが、過去にも本会議において道路構造上望ましい勾配に改善することや、道路線形の改良等について、議論した経過もあるところでございますが、当該箇所の地形的な条件、法規制の条件、補助採択の条件等を勘案しますと、技術的にも事務的にも非常に難易度が高く、莫大な事業費も要することから、事業採択は非常に困難で、道路改良の実現性は低いものと考えているところでございます。しかしながら、当該路線は多くの人が集う観光施設、判官館霊園及び新冠町霊葬場等へとつながる重要なアクセス道路であることから、今後におきましても現状の道路を生かした中で関係各課と協議し、舗装補修、排水補修、立木の枝払い、冬期間の除雪、砂まきと維持管理に最大限に努めてまいり、安全な通行を確保していきたいと考えているところでございます。次に、準用河川の河床低下対策についてでございますが、新冠町が管理する準用河川は、稲荷川、神山川、元神部川、芽呂川、比宇川、里平川の6河川となっております。この

うち河床低下現象が起きている河川は、稲荷川、神山川を除く元神部川、芽呂川、比字川、里平川の4河川であると認識しているところでございます。4河川における現在までの維持管理状況につきましては、平成15年発生災害関連事業が完成した翌年の平成19年度から始めており、災害復旧事業にて整備した護岸施設区間の被災及び破損防止や農業取水施設において営農に支障を来すことなく、さらには河川本来の機能を保てるように減災及び予防保全等を目的に維持管理を実施してきたところでございます。今後におきましても被害が予想される箇所につきましては、適切な維持管理に努めながら、優先順位を定めた中で対策を進めると共に災害復旧事業等で採択されるような箇所が発生した場合は、国費対応で工事ができるよう努力し、地域住民が安全で安心して生活できるよう努めてまいります。4点目の町営住宅の建て替えでございませうけれど、建て替えと撤去跡地の利用計画についてでございますけれども、平成27年9月10日現在新冠町が管理している公営住宅は、15団地366戸で、政策的空き家13戸を除き公営住宅の入居率は99.7%となっております。現在新冠町において公営住宅の耐用年限を経過した住宅戸数は、127戸あり、全体戸数のおおむね3割となっております。平成35年度までに政策的空き家を予定している団地は、共栄団地4棟7戸、新和団地1棟4戸、汐見団地1棟4戸の合計16棟55戸を用途廃止対象としておりますが、そのうち45戸に入居者がおられますので、その方達と事前に相談し、合意を得た後、転居していただく方向で進めていく考えでございませう。次に、公営住宅を撤去した跡地の利用計画についてでございますが、それぞれの団地の底地は民地でございますので、基本的には建物を取り壊した後は、更地にして土地所有者にお返しするという方向で進めてまいりたいと考えているところでございませうが、土地所有者が建物の購入を希望する場合におきましては、相談に応じようと考えているところでございませう。なお、公営住宅の建て替え計画につきましては、財政状況等を勘案しながら、平成29年度からの建て替えに向けて来年度から調査設計を始めていく予定でございませう。以上でございませう。

○議長（芳住革二君） 再質問ございませうせんか。はい、鳴海議員。

○11番（鳴海修司君） 1番のうちの多目的交流センターについてお聞きしますが、まちかどミーティングにおいて多目的交流センターは、避難施設としても今後も必要であり、活用方法や規模についてランドデザインを作成の上、検討されましたが、現在どの程度の進捗状況にあるのかお伺いします。また、2番のうちの町は農業に対し農業サミットを実施されていませうが、漁業に関しても漁協や漁業者との意見交換の場を設け、事業展開につなげる必要があるのではないかと考えませうが、如何でしょうか。それと4点目の団地跡地の利用でございませうが、タウンミーティングにおいて団地跡地の活用方法については今後、まちづくり事業の課題とされたが、検討経過はあるのでしょうか。自治会は地方自治の根幹と考えませう。老朽化に伴う建て替えは理解しませうが、町の方針により、自治会の存続を危うくするような事態を生じさせるべきではないと思ひませう。先の役場庁舎移転時にあっても、旧庁舎や旧主畜農協の利活用方向を示し、併せてマイロード事業による整備な

ど自治会の衰退防止対策を講じていることから、本件も撤去後は更地として放置するのではなく、時間を要しても、まちづくりの一環として取り組み、自治会保護を図る責任は町にはあると思いますが、この点について、所見を求めます。それと共通してのことですが、まちかどミーティング等での意見交換内容については、時間を要するものも多々あると思いますが、1年を経過した時点で中間報告等がなされるべきと考えますが、これについても所見を伺います。以上です。

○議長（芳住革二君） はい、小竹町長。

○町長（小竹國昭君） お答えいたします。多目的交流センターの活用でございますけれど、いろいろ検討はいたしました。そういった中で避難施設を兼ねたそういう今の機能を合わせ持った施設ということも検討いたしましたけれど、非常に多額の経費がかかるという結果が出ておまして、それをそのまま実行することには、簡単にはいかないなというようなことで、継続検討するというような段階でございまして、非常に難しい案件だということでございます。それぞれが今のままでの利用をするのであれば、それほど改善しても費用はかからない訳ですけど、その上にさらに避難だとか、そのほかの目的も加えるとなると、非常に経費が高くなるというような試算が出て来ておまして、現実的ではないという思いをしている段階でございまして。それから2点目のサミットの件でございましてけれども、これは、農協の方々とも定期的開催していることでございますが、名前はサミットという名前つかなくても、漁協の関係者とは必要に応じて適宜協議は進めているところでございまして、特に日高線の問題もございまして、漁業に対する影響等も心配されるところでございまして、そういった協議は適宜やっておりますし、昨日も漁協の方がお見えになりまして、いろんな情報の交換等行っているところでございまして、名称をどうするかもありますけれど、そういった取り組みは、今後とも進めていきたいと考えているところでございまして。それから団地の撤去した後の問題でございまして、住宅地としては、再度建設することは非常に難しいということは、ご理解いただけるかなと思っておりますけど、その後の利用につきましては、今のところこれといった考えはない訳でございますので、地域の方々とも協議しながら公共施設として、あるいはその他の施設として、何か必要なものがあれば、そういった検討はさせていただきますけど、先ほど公共施設の総合管理計画も立てなければならぬことで、28年度まで計画を立てる訳でございますので、そういった中で今のお話もあったようなことも含めて、検討させていただきたいと思っております。最後にまちかどミーティングの報告のことにつきましても、これもおっしゃるとおりでございますので、これにつきましては、必ずご報告するようにさせていただきますと思います。

○議長（芳住革二君） 鳴海議員再々質問ございますか。はい、鳴海議員。

○11番（鳴海修司君） 全体を通してなのですが、現在もまちづくり事業に基づくヒアリングがなされて予算編成につながっているのでしょうか。また、どのような構成員で臨まれているのか。行われているのであれば、その辺についてお知らせ願いたいと思っております。

○議長（芳住革二君） 中村副町長。

○副町長（中村修二君） お答えいたします。例年通りまちづくりのローリングも含めて、各年度の事業計画について、企画を中心にしながら、計画の取りまとめをいたしまして、町長との協議が必要な事業それから新規の事業、計画の変更の生じた事業等につきまして、町長との協議を経て予算編成に至るような状況です。

○議長（芳住革二君） 以上で鳴海議員の一般質問を終わります。次に、**武藤 勝罔議員の「福祉灯油について」**の発言を許可いたします。武藤議員。

○9番（武藤勝罔君） 9番共産党の武藤です。3点について質問いたします。1点目は、福祉灯油についてです。現在福祉灯油、今朝の道新報道によりますと、18リットル配達で1401円と。これを計算しますと1リットル77円83銭になると思うのですが、昨年場合は、11月1日時点で消費税込みで100から108円という状況でした。従来の新冠の場合は、灯油高騰対策ということで、1リットル100円を目途に実施していたと思うのですが、私は町に考えていただきたいのは、この従来の高騰対策という点からすると、今年はもう間違いなく大幅に減っていますから、福祉灯油は従来の考えでは実施できないと思うのですが、浦河の例を見ますと、価格に捉われず実施している訳です。浦河の要綱をちょっと見ましたら、70円から80円の場合は5千円。80円から90円の場合は6千円。90円から100円の場合は7千円。100円から110円は8千円。110円から120円は9千円。120円以上は1万円となっていますので、ぜひ新冠の場合も高騰対策ばかりでなく、低所得者層に対する支援という意味でそういう価格に捉われず実施していただきたい。これが1つ見解を伺いたいと思います。もう1つは、生活保護世帯の福祉灯油の支給枠を拡大したらどうかということで、隣の新ひだか町は昨年から生活保護世帯へも実施している訳です。それで、特に強調したいのは、今年度から生活保護世帯の暖房手当というか、冬季加算これが引き下げられている状況で、特に北海道に住む人々には暖房費は生活の命綱ですから、ぜひ生活保護者世帯への支援という意味で新冠も生活保護世帯への支給を拡大できないか。この点を伺いたいと思います。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。小竹町長。

○町長（小竹國昭君） お答えをいたします。本町における福祉灯油支給事業は、平成19年度、20年度の暖房用灯油が需要期において、1リットルあたり70円代だったものが120円台と約70%を超える急激な価格上昇によって、家計への負担が大きく生活を圧迫することに鑑み、その支援措置として事業化したものでございます。その後、灯油価格も値下がりし、価格も安定傾向になったことから、福祉灯油の実施判断の目安を価格が通常平均価格の1.5倍程度になった時と定めると共に、平成25年度ではおおむね1リットルあたり100円を超えた場合に事業の検討を行うということでご説明をしております。本年9月10日地点での町内販売店5社における灯油価格ですが、1リッターあたり税込み価格平均76円で昨年より32円値下がりしております。しかし、そうは言っ

も現実に冬期間の暖房費が各家庭の大きな負担になっていることは十分に承知しております。町としましては、福祉灯油事業については灯油単価の急激な価格高騰や100円を超えるような高止まり状態にあった際の緊急的支援事業として、単年度ごとに状況を見ながら実施の判断をしております。以上のことから、ご質問の価格に捉われない恒常的な福祉灯油支給は行う考えはございませんが、今後、暖房用灯油需要期を控え、著しい価格変動が生じ、町民の皆さんの生活を圧迫するような事態が予想される場合には、すぐに議会とも相談の上、実施の検討をしていきたいと考えているところでございます。次に、福祉灯油の生活保護世帯への支給拡充についてのご質問ですが、生活保護は経済的に困窮する国民に対して、最低限の生活を保障するための制度であります。この生活保護制度で支給される最低生活費には、冬期間に必要な費用についても実勢に見合った最低限の金額が加算されている状況にあります。これまで行った本町の福祉灯油支給事業の基本的な考えは、暖房用灯油の高騰は、国民年金収入だけの世帯や障がい者をはじめとする様々なハンディを持たれる方の世帯で、国等からの支援を受けられない方は生活への影響が甚大で生命すら脅かす問題であることから、真っ先に支援が必要であるとして、実施してきたところでございます。町としましても今後もどこからも法的な援助の受けられない方への支援を最優先していく所存でございます。以上でございます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございませんか。（なしの声あり）引き続き、「**介護保険制度改正について**」の発言を許可いたします。武藤議員。

○9番（武藤勝圀君） 2点目ですけれども介護保険制度の改正ということで、昨年、医療介護総合確保法が制定されまして、この内容は私は2つあると思っていますけれども、1つは全国の病院の病床を減らす。これが1点目で2つ目は、地域包括ケアシステムということで、今まで国が見ていたものをほとんど市町村に移行させることで、国から見れば、医療や介護から利用者を追い出すものであると捉えておりますけれども、これを17年度までに3カ年計画で市町村に移行するという内容ですけれども、今全国の各市町村でいろいろ努力しているところですが、これも8月の道新の報道を見ますと、北海道で見れば15年度移行したのが7市町村、率3.9です。16年度が来年ですけれども、管内では新冠と新ひだか含めて全道で17市町村9.5%ですから、残り8割以上の市町村がいろいろ努力しておりますけれども、見通しが立たないことで、最終年度に実施せざるを得なくなっているということで、新冠でも7月の社会文教で来年度から実施する報告をされた訳ですけれども、それで、特に何点か移行される内容がある訳ですけれども、その中でも要支援サービスを町に移行する。これがやはり一番大変じゃないかと思うのですけれども、従来のサービスを低下させては利用者本人それから支える家族が大変な訳ですから、現行のサービスを維持することが、大変重要だと思いますので備えていますか、町としての取り組み。これについての見解を伺いたいと思います。それと併せて地域ケア会議での国が言う多様なサービスだとか、それからボランティアの活動が強調されている訳ですが、

これについての検討状況を伺いたいと思います。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。小竹町長。

○町長（小竹國昭君） お答えをいたします。平成26年6月18日にいわゆる団塊の世代が75歳以上になる2025年問題や将来の人口減社会を見据えた医療・介護のあり方を見直すため、社会保障や税の一体改革の道筋を示した関係法令に基づき、医療法や介護保険法等19本の改正案にまとめた一括法である地域における医療及び介護の総合的確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が成立いたしました。この改正の中で町に大きく関係しますが、ご質問のありました要支援1、2の方の介護予防給付から訪問介護と通所介護を町による地域支援事業に移行し、新たな介護予防・日常生活支援総合事業に再編成するというものであります。これらのサービスにつきましては、平成29年度末までに移行し、町が独自に内容や利用料を定めると共にこれまでサービスを展開されておりました介護保険の事業者だけではなく、ボランティアやNPO法人にも委託できるようにするものであります。まず、1点目のご質問の町に移行した場合に、従来のサービスを維持するか否かではありますが、7月の社会文教常任委員会でもご説明しましたように、町としましては、現在提供しておりますサービスの維持と事業者の方へ支払います報酬単価につきましては、現行通りとし、利用者はもちろんのことサービス提供事業者に対しましても、サービスの質の向上と人材の確保に支障を来すことがないようにいたします。次に、地域ケア会議での多様なサービスとボランティアの活用などについての検討状況であります。この会議は、高齢者を取り巻く様々な個別課題の解決、対応を入り口とし、チームケアと地域の問題と課題が発見され、地域住民を含めた福祉の担い手の育成や、支援と介護、医療事業者などの多職種連携で情報や課題を共有し、解決や対応策について協議し、具体的な行動や施策や新たなサービスの創出を図り、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指すものであります。町としましては、超高齢社会におけます重要な会議として位置付け、推進しているところであります。会議の構成であります。町地域包括支援センターが主宰し、町内で事業展開しております在宅や施設サービスの事業者、医療機関など18の機関で構成されております。会議は年6回程度予定しているところであります。7月に開催した会議ではこれまで全国一律のサービス提供であった生活支援、介護予防事業が町の実情に沿った独自のサービス提供を行うこととなったことから、現行サービスの継続についての説明と地域課題や課題に対応したサービス案などについて、意見交換を行ったところであります。ボランティアなど地域の資源活用や人材の育成などにつきましては、次回以降の会議で検討を始めることとしておりますので、まとめ次第、報告をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございませんか。（なしの声あり）引き続き、「**「地方版総合戦略」の策定状況について**」の発言を許可いたします。武藤議員。

○9番（武藤勝脩君） 今の全国の自治体で、この総合戦略この策定を進めているところ

で、これも大変全国の市町村は苦勞しているところだと思いますけれども、新冠でも8月に若い人に住民アンケートを行ったと思います。この策定を進めていく上で住民参加の住民のいろんな意見を取り入れて作っていくことが大事だと思います。そこで、この地方版総合戦略の現在までの策定状況について、その内容、今後のスケジュールあるいはアンケートを取って、そういう状況などについて伺いたいと思います。それとやはり各層の意見を聞くということで、住民アンケートを取るのはいいのですが、これで町民の声を聞くのは終わりなのか。あるいは今後町民の意見を聞く会などを持つ計画があるかどうか。その点を伺いたいと思います。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。小竹町長。

○町長（小竹國昭君） お答えをいたします。我が国の最重要課題の1つとなっております地方創生につきまして、国は2060年までの長期人口ビジョンとして、出生率の向上や東京一極集中の是正などにより、人口1億人程度を確保することを掲げ、その達成に向けて地方における安定した雇用を創出すること、地方への新しい人の流れをつくること、若い世帯の結婚・出産・子育ての希望をかなえること、時代にあった地域を作り、安心な暮らしを守ると共に、地域と地域を連携することの4つの基本目標と政策パッケージを掲げた総合戦略を昨年12月に策定し、都道府県及び地区町村に対しても遅くとも平成27年度中には同様の人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定が求められているところでございます。当町におきましては、本年1月に役場庁内に新冠町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定本部を設置し、さらに具体的な施策の検討にあたり、各種事業の提案に向けた総括主幹以下全職員によるワーキンググループを立ち上げております。また、総合戦略の策定及び推進にあたり、広く関係者の意見を反映させるため、自治会連合会や産業団体、教育機関、金融機関、労働団体などの代表者で構成する新冠町総合戦略推進会議を本年4月に設置したところでございます。ご質問のありました1点目の現在までの策定状況等についてでございますが、これまで策定本部会議5回、推進会議3回開催しております。また、進学などの関係で町からの転出が見込まれる15歳から19歳までの若い世代を対象に高校卒業後の進路や10年後はどこで暮らしたいかなどのアンケート及び20歳から39歳までの町民の方を対象に結婚や子育ての意識、今後の定住などについて、アンケート調査及びその分析を行い総合戦略策定の基礎資料としているところでございます。アンケートの集約結果ですが、15歳から19歳までのアンケートは対象者239名に対して、回答者は50名で回答率は20.9%。また、20歳から39歳までのアンケートは対象者1074名に対して、回答者は303名で回答率は28.2%でありました。なお、これらアンケート結果につきましては、冊子となる総合戦略の資料編として、掲載すると共に、ホームページでも人口ビジョン及び総合戦略とあわせて、公表したいと考えております。まず策定にあたっては、人口ビジョンを先行する形で進めており、人口の現状分析として1967年昭和42年から2013年平成25年までの人口動向分析及び将来人口の推計と分析をほぼ終え、今後は人口の将来展望や人口の変化が地域の将来に与える影響の分

析・考察などを取りまとめることとなります。また、総合戦略についてはワーキンググループからの提案事業69件と町民の皆さんから寄せられた提案事業17件を集約したところでございます。なお、今後のスケジュールですが、遅くとも年内には人口ビジョン及び総合戦略を完成させることで進めてまいります。2点目の策定に係る住民参加については、人口ビジョン及び総合戦略に係る審議は意見聴取等は本部会議で作成したものを推進会議及び町議会に諮りながら策定を進めます。なお、町民の皆さんからの意見聴取は素案及び案の段階でパブリックコメントを実施する予定であります。ただし総合戦略に係る事業については、先にお答えした通り町民の皆さんに対して、事業の募集を行い、17件の提案をいただいたところですが、このほか、女性コミュニティ会議、青年団体協議会、農協青年部及び女性部、商工会青年部及び女性部、町の少年国内研修交流事業に参加した現在高校3年生の皆さんに対しまして、町長と語ろう、新冠のまちづくり意見交換会と題しまして、開催のご案内をいたしているところであり、現時点で3団体から、開催の申し込みをいただいております。この機会に地方創生や総合戦略なども意識しながら、将来に向けたまちづくりについて、ざっくばらんに意見交換を行い、総合戦略に反映したいと考えております。また、これ以外にも町民の皆さん方で、地方創生やまちづくりなどについて話を聞いたり、意見を述べたいということがあれば、おおむね10名以上集まっただけであれば、まちかどミーティングも開催できますので、その旨も次回の町広報で周知をさせていただきます。以上でございます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございませんか。（なしの声あり）以上で、武藤議員の一般質問を終わります。次に、氏家 良美議員の「新冠町移住促進住宅政策について」の発言を許可いたします。氏家議員。

○3番（氏家良美君） 3番氏家良美です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い新冠町移住促進住宅政策について質問いたします。新冠町は、人口の減少を穏やかにする定住移住の政策に力を入れており、レ・コードの森ニュータウン、レ・コードの森スイートタウンの分譲を始め、新冠町の定住・移住対策はおおむね成功しているものと思います。その中でも新冠町移住促進住宅条例いわゆるナナカマド政策は、現在7戸にて行われており移住については成果があり、今後定住についても期待の持てるものであると考えます。そこで、現在1棟につき空きが出ており、募集が行われ、応募も締め切られたところではありますが、応募の状況はどうであったのか。また、今後新冠町で懸念される空き家の問題や国が進める地方創生の観点からもさらなる定住・移住対策を進めるため、この政策の拡充を図る考えはあるか町長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。小竹町長。

○町長（小竹國昭君） お答えをいたします。ご質問にお答えする前に、移住促進住宅愛称ナナカマドでございますけれども、これにつきまして、若干説明をさせていただきます。

と思います。このナナカマドは人口の確保を目的とする定住・移住促進施策の一環として、平成22年11月に新冠中学校の隣接にある旧教員住宅をリフォームし、町外から人を呼び込むための移住者専用住宅として事業を開始したところでございます。住宅のリフォームにあたっては、国の過疎地域集落再編整備事業の中から定住促進空き家活用事業というメニューを活用し、全体事業費6366万3000円に対して、国庫補助金1225万円過疎債3800万円充当しているところでございます。一般財源は1341万3000円で過疎債に係る交付税未算入分30%、1140万円と先に申し上げた一般財源1341万3000円を足した2481万3000円が実質的な町の財政負担となり、これを基に家賃算定し、月額3万円という低家賃の設定が可能となったものでございます。このことから入居者の対象者を世帯主が40歳未満の夫婦など条件を定め、子育て世帯や若年世帯に入居してもらい、入居期間の限度として定めた10年の間に多くの子どもを産み育ててもらい、併せて当町が行っている様々な子育て支援や各種事業等の良さを知ってもらい、最終的に新冠町へ定住していただきたいというのがこの事業のねらいでございます。平成22年12月から住宅7棟に7世帯が入居して間もなく5年になろうとしておりますが、入居時と現在を比較しますと、入居時は7世帯18人であったものが現在は7世帯27人となり、この間に9人の子どもが誕生し、政策目標である人口確保につながっております。一方、24年4月に1世帯3人が転勤のため退去し、入れ替わりで同じく一世帯3名が入居しております。ご質問のありました1点目の先に行いました入居者の応募状況等についてお答えいたします。本年9月23日をもって一世帯3名が退去する旨の届け出がありましたので、8月24日から9月7日までの期間を設け、新たな入居者の募集を行いました。その結果、4世帯の応募があり、翌8日に抽選会を行い夫婦2人の世帯が入居することで決定をいたしました。2点目の今後懸念される空き家問題や地方創生と定住移住促進に向けた移住促進住宅の拡充についてお答えをいたします。ご指摘のとおり今後高齢化や人口減少が進行するにつれ、当町においても空き家の増加が懸念されるところであり、全国的には、すでに多くの空き家が発生しており、場合によっては廃屋化による地域・社会問題にも発展しているケースが多々あると認識しているところでございます。このことから、当町では平成26年度より中古住宅の流通を活性化させ、定住促進及び空き家の解消を図るため、中古住宅の売買を仲介する事業者に対するまちの不動産屋さん運営費補助金と持ち家をまちの不動産屋さんに預けて売買する個人に対する中古住宅流通交付金をセットで創設したほか、中古住宅を取得する個人に対する住宅取得奨励金及び取得資金利子補給の拡充と中古住宅取得物件リフォーム補助金を新たに制度化するなどして、積極的に取り組んでいるところでございます。一方、すぐに住宅を取得することができない子育て世帯や若年世帯にあっては、ナナカマドのような条件の賃貸住宅に対するニーズは、一定程度見込まれますが、ナナカマドの場合は建物及び土地ともに町の所有であったことから、住宅リフォーム以外の経費がかからなかったため月額3万円という家賃を実現することができたものでございます。したがって、町有地にある町所有の住宅の空き家になれば、そ

の有効活用も含めて、検討することは可能であると考えます。ただし、ナナカマドと同様に国の補助制度を活用し、町の財政負担の軽減を図ることを前提とするもので、制度では、市街地に点在する空き家を3戸以上整備することが要件となっております。また、制度上は民間の空き家を町が10年以上借り上げることや、取得するなどして事業を実施することも可能ですが、物件と土地の賃貸料や取得費の発生、住宅底地の所有者との調整などもあり、低家賃を前提とするならば、この方法による事業化は困難であると考えているところでございます。以上でございます。

○議長（芳住革二君） 氏家議員再質問ございますか。はい、氏家議員。

○3番（氏家良美君） 人口減少は、少子化をはじめいろいろな要因がありますが、まず、住む所がなければ、人口は増えません。今も新冠に住みたいけれども、家がないという声も何度か聞きます。さらに働く場所がなければ、ここに住みたくても仕事を求めて出ていかなければなりません。その点では、新冠町は今年誘致した日高食肉センターの操業開始、働く場所も増え、町の人口減少対策の政策が成功していると思います。人口減少を食い止めるにはこの住む場所の確保と仕事の確保を両輪としてバランスよく進めていくことが必要であると思います。今後も住む場所の整備、住宅の整備や土地の分譲などとさらなる積極的な企業誘致が必要であると考えますが、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（芳住革二君） はい小竹町長。

○町長（小竹國昭君） 再質問にお答えをいたします。人口確保対策としてご指摘のあったことは十分私どもも理解しているところで。宅地分譲等も民間の方の力を借りて実施をいたしまして、ほぼ完売と言うか、残りも少なくなっている状況ですし、住宅も整備をされて来ていると思っているところでございます。ただ、市街地の方の民間の方の分譲についてはまだなかなか処分が進んでいないようなことをお聞きしているところでございます。やはり立地条件、いろんな条件があろうかなと思っておりますので、そういったいろんな条件が、整うような場所であれば、町も今後とも積極的にその住宅分譲地の造成につきましては、取り組んでいきたいと考えているところでございますが、町が実施したいというよりも、民間の方々の力を借りて、町と一緒に、これまでと同じような取り組みをしていきたいと考えているところでございます。それから企業誘致でございますけれども、なかなか難しいことございまして、過去には、町の持つております企業誘致条例に基づきまして、誘致した企業もございまして、本当に数えるぐらいしか実現しない訳でございまして、今の企業誘致条例がよいかどうかも含めまして、検討する必要もあるなと考えているところでございます。もっと小規模な企業も誘致できるような、今は従業員が10人以上だとか、投資額がいくら以上だとか制限が条例でございまして、もうちょっと規模を小さくしても企業誘致条例が適用出来るようなそのようなことも検討しなければならないと考えているところでございます。企業というよりも町内の方も新しく企業を起こすということもあろうかと思っておりますので、その辺も含めて検討する必要もあるのかな

とされているところがございます。また、公共施設では、節婦小学校もまだ利用をされていないでずっと残っておりますので、これの活用につきましても、積極的に取り組んで何とか利用できるような方向で持っていきたいと思っておりますので、その辺を皆さん方からもぜひ、いろんな情報がありましたら、町にお知らせいただければと思っております。以上でございます。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございませんか。（なしの声あり）以上で氏家議員の一般質問を終わります。暫時休憩します。再開は11時15分とします。

（休憩 11時02分）

（再開 11時15分）

○議長（芳住革二君） 休憩前に会議を再開します。次に、堤 俊昭議員の「町づくりのリーダーについて」の発言を許可いたします。堤議員。

○2番（堤俊昭君） まちづくりのリーダーということで質問をします。ノースヒルズの前田社長が書いた世界の馬をつくるという本を読みました。馬づくりは人づくりからよいリーダーを育てるといった内容であり、大変に感銘を受けたところであります。企業は人なり、まちづくりは人づくりからこのことは改めて思い起こしたところであります。地方創生の時代にあって、より一層のまちづくりの優秀なリーダーを育成をしなければなりません。自治会長・産業団体の長・体育・文化・PTA・子ども会・老人会のリーダー・消防団各種ボランティア団体等とたくさんのリーダーが存在する訳でありますけれども、いずれもまちづくりの重要なパートナーであります。そういったリーダーに望み期待をすることについて伺いたいと思います。庁舎内にも管理職リーダーがいます。スペシャリストとして、またシンクタンクとして活躍をされている訳でありますけれども、スペシャリストを育てるのは町長であります。どのように指導をし、助言をし、管理職に求めるリーダー像はどのようなものか伺います。3、トップダウン型の政治家といえば、安倍首相であるとか、大阪の橋本市長を思い起こす訳でありますし、ボトムアップのタイプとすれば、私は北海道の高橋知事の顔が浮かぶ訳であります。さらに即断即決でありますとか、泰然自若、リーダーにも様々なタイプがあると思っております。失礼かも知れませんが、町長自身はどのようなタイプのゼネラリストとして自覚をされているのか、リーダー論についても聞かせていただければと思います。トップセールスは、リーダーの重要な要件であります。町長も就任時取り組みを表明をされたことを覚えています。議会での質疑もありまして、軽種馬の販売対策に同行あるいは学校跡地販売ということで、答弁をいただいた記憶がある訳でありますけれども、その時に若干物足りない感じがしたことも覚えている訳であります。その後10年近くも経過をしています。どのようなことに挑戦をされて、成果についても伺いたいと思います。5、4月の地方統一選挙において多くの無投票がありました。町村長で53自治体。町村議会では89の自治体で、無投票ということでありま

した。町長や我々議員は、自ら進んでまちづくりのリーダーになりたいと手を挙げたごく少数派であります。リーダーの成り手不足は深刻であり、住民に政策の選択肢を与えられない。なお、まちづくりに大変重大な影響があることから、首長に責任がないとは言えないと思います。さらに各種団体でのリーダーの成り手不足も聞くところであります。現状の分析と将来の姿を伺いたいと思います。6、各団体においては数多くの研修が実証されていますけれども、まちづくりのリーダーには目標・長期的展望を持ち、計画的継続的な取り組みが必要であります。沖縄への少年リーダー研修の体験者は180名となっています。将来まちづくりのリーダーとなってくれる人材がたくさん育ってくれることを期待しているところであります。A、さらに伺います。職員の民間事業研修については、14、5年前に1度実施をしたという経過があります。議会だよりも体験者の感想文を書いたところでもあります。大きな成果を上げたと思っているところでもありますけれども、なぜ継続をしないのか。民間企業の厳しさを体験し、町民と触れ合うことは貴重な経験になり、大きな財産となると思います。意義のある研修であることから、4、5年に1度程度で結構かとも思います。特に若手職員に1週間程度の民間事業所での研修、ぜひとも再開して欲しいと思っておりますけれども考えを伺います。B、過去にあっちこち学ぶベアラーや町民海外研修等がありました。将来のまちづくりリーダーのために大変有意義な事業であったと思います。中止となり、年数も経過をしていることから、成果をどのように捉えているのか。なぜ中止としてしまったのか伺いたいと思います。最後に、優秀なリーダーシップを持った人材を育てることが、地方創生でのまちづくりにあっては、最重要課題となります。リーダーは次のリーダーを育てることが重要な仕事でもあります。最終ページにあります次のことを提案をしたいと思っておりますので、ぜひともよい返事をいただきたいと思っております。これはまちづくりリーダー養成のための町民海外研修旅行ということでの私案であります。ざっと説明します。第2条の(2)、私は満18歳上に40歳程度の町民、役場職員含めて各10名程度に参加をしてほしいなと思っております。第3条の事業の内容でありますけれども、3年計画としたいと思っております。1年目は事前研修ということで①日本の近代歴史と町の歴史。②行政・議会の仕組みなど勉強してほしいと思っております。道内の先進地視察もどうかと思っております。(2)は事前研修2年目の取り組みであります。①リーダーとなるための資質や条件、アイデンティティーなどであります。できたら国内の視察研修もよいのかなと思っております。(3)の現地研修につきましては、これが海外研修の復活ということでもあります。1と2をクリアした人達。たとえ20名いてもあるいは5～6名、10名程度に減るだろうと思っておりますけれども、最終的には海外研修に派遣をしていただきたいと。当然課題も研修期間中に探ると。女性の活躍といったようなことを勉強したいのであれば、スウェーデンに行くと。地方自治であればドイツだとか、観光はフランスであるとか、馬はイギリスであるとかなどなどあります。研修期間中に勉強を積み重ねて、自分の行きたいところを2年間かけて決定をするのが良いのかなと思っております。以上のようなことを提案を申し上げますので、町長のみよし、わかったと、やるという答弁をいただきたいと

思います。以上です。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。小竹町長。

○町長（小竹國昭君） お答えをいたします。はじめに各団体のリーダーに望み期待することについてでございますけれど、先人が築き上げた新冠町の歴史や伝統、文化、産業などを継承し、次世代へ引き継いでいくためには、地域や産業団体と行政が、互いにできることを自覚と責任を持って行う協働が求められており、それぞれの役割のもと、互いを尊重し、共に力を合わせ、町民が心豊かに暮らすことのできるまちづくりを創造するためには、各分野におけるリーダーの役割は、重要であり、まちづくりの牽引者として大いに期待をしております。次に、役場管理職の管理職に求めるリーダー像についてですが、公務員は町民全体の奉仕者として、人権を尊重し、法令等を遵守し、公平で公正な行政の執行に努め、その説明責任を果たす町民と共働する行政のプロフェッショナルであると考えております。管理職にあつては、町民の声に耳を傾け町民とともに考え、町民の力を引き出して、豊かな町民生活と活力あるまちづくりに情熱と誇りを持って取り組み、部下職員に対しては自己研鑽に努め、豊かな感性と高い専門的能力を持って、具体的な成果の達成に向け、創造的に行動するチャレンジ精神あふれる自律型職員の指導に努めていただくことを期待をするものでございます。次に、自身のタイプとリーダー論についてですが、リーダーはあらゆる政策や事案をプロデュースするにあたり、時には即断即決することもあります。基本的にはリーダーの個性により、政策や事案を判断し、物事を推し進めるものではなく、周りの意見を聞き、状況を的確に把握し、最終的な判断をするものであると考えておりますし、またそのように実践をしまいいりました。次に、トップセールスについてですが、町を売り込み、町の知名度を上げるためには、セールスが重要であり、必要に応じて実際に行動もしてまいりました。しかし、時代の変遷により、自分自身が動きまわって、直接セールスをするよりも、インターネットを介して、PRの方が即効性があり、かつ反応が早いこともあります。また、ほかにはない斬新な政策等を行うことで、マスコミ等に取り上げられ、これが町のPRにつながることもあることから、いろいろな方法でパフォーマンスすることが必要であると考えているところでございます。次に、無投票と各種団体のリーダーの成り手不足についてですが、平成25年全国の市町村で無投票となった議員選挙は、選挙総数の15.7%で、平成の大合併が一段落した平成18年の5.6%に比べ7年間で2.8倍になっており、無投票は全国的な傾向となっており、その要因につきましては、それぞれの自治体によって異なるものと考えております。また、各種団体のリーダーの成り手不足に関しては、協働の町づくりを進める上でリーダーの存在は必要不可欠であることから、各団体におかれましては、後継者の育成にご尽力願いたいと考えております。次に、若手職員の民間事業所研修についてですが、職員の研修の実施につきましては、町職員としての資質・能力の向上と職員自身の主体性や自主性を喚起し、意欲ある職員を育成し、職場の活性化を図るための有効な手段であると考え、毎年町村会主催の経験段階に応じた研修や、法制に関する研修、市町村職員研修センターや市町

村アカデミー等における実践的かつ高度な専門知識と技術の習得のための個別研修のほか、年複数回全職員を対象とした職場研修等を計画的に実施しているところでございます。民間事業所研修につきましては、ご質問にございます通り平成12年度から14年度までの3ヵ年計画により、実践や体験を通じ、新冠町の様々な行政課題に対応する広い視野を持つための職員の意識改革を目的として、また、産業振興の考察及び接遇能力の向上を図ることを目的として、ほろしり乗馬クラブと新冠温泉への民間派遣研修を実施したところでございます。実施結果につきましては、乗馬クラブにおきましては、係長以下の職員を対象とし、105名。新冠温泉におきましては、27歳以下の若手職員を対象として45名が各3日間の日程で参加し、堤議員がおっしゃるとおり職員の意識改革として大きな成果を上げたと考えているところでございます。このことから、前回の実施から期間が経ちましたが、平成24年度には前回の民間研修実施以降に採用された一般行政職員を対象として、乗馬クラブとレ・コードの湯へ同様の研修を実施し15名が参加すると共に、専門職職員の民間施設研修も追加し、新冠町子ども発達支援センターあおぞらへは保育士、保健師、栄養士を対象として、また有料老人ホームおうるの郷へは介護福祉士、保健師、栄養士を対象とした研修を実施したところでございます。このように町といたしましても、民間事業所への研修は町職員としての資質・能力の向上や意識改革、職場の活性化等に大きな効果があると考え、重要な職員研修の1つとして捉えておりますので、今後も一定の期間ごとに若手を対象とした民間派遣研修を実施していきたいと考えておりますが、研修期間につきましては、受け入れ事業所の負担や参加職員の本来業務への影響もございますので、これらの調整を図りながら、適切な期間設定をしたいと考えております。最後に、過去に実施した青年リーダー養成国内研修あっちこっち学ぶベアラーや町民海外研修派遣事業の成果と中止の理由及び議員の私案についてでございますか。青年リーダー養成国内研修あっちこっち学ぶベアラーは、平成2年度から平成11年度まで10回にわたり実施し、町職員も含め延べ89名が参加しました。事業は青年団体協議会が主管して行っておりましたが、青年活動の停滞や会員数の減少、役員の成り手がいないなどの状況が続き、本研修事業への参加者も除々に集まらなくなるという状態になり、平成12年でも事業予算は確保していたものの参加希望者は1名ということで中止になりました。会としては、この研修の趣旨を理解でき、実際に参加して意義があった、よかったという反面、参加の人集めが大変であるとか、家業の経営状況等から何日も家を空けることはできないなどの理由により、10回を持って区切りをつけるという結論に至ったものであると、平成13年2月に報告を受けているところでございます。また、町民海外研修派遣事業につきましては、平成2年度から平成10年度まで9回にわたり実施し、町職員を含め延べ38名が参加しました。実施にあたっては、町産業団体、農業委員会、教育委員会、学識経験者で構成する新冠町人づくり推進協議会を設置し、進められておりました。本事業の回数を重ねるにつれ参加者の人選に対する不満や批判の声、研修のあり方や事業効果等に対する疑問の声などを受け、研修方法等を白紙に戻し、今後のあり方等について検討することとなり、そ

の後、第3次新冠町行財政改革により、事業の再開には至らなかったものでございます。しかし、これらの研修事業に参加された方達は、事業の経営者や後継者として、また、産業団体始め各種団体の役員や公職に就くなど現在のまちづくりを支える一員として活躍されており、事業として成果があったものと考えているところでございます。地方創生とわが町の将来を展望する時、やはり人が町を創り上げることにほかならない訳でありまして、そういう意味からも、ぜひ人材育成のための事業に積極的に取り組みたいと考えておりますし、できれば総合戦略に組み入れて推進したいと考えているところでございます。なお、具体的な事業内容やあり方につきましては、その推進体制も含め、様々な方や団体等から意見や助言をいただき、また議員から提案をいただきましたので、これらをまとめ上げていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（芳住革二君） 堤議員、再質問をございますか。堤議員。

○2番（堤俊昭君） リーダーにもいろいろタイプがあって、2つ3つ例を提示しましたけれども、そういったことではない。とにかくリーダーを育てるのだと、リーダーになりたい、なってもよい人を育てるのが、我々も含めて行政の大きな使命だと思います。町長、トップセールスのことにつきまして、実績について報告をいただけませんでしたけれども、さらにあっちこっち行くより、今はITの時代だと、いわゆる泰然自若、構えていればよいのだというようなことであったと思いますけれども、今も日本全国インターネットということで、町長が言うように歩き回る人というのは減ったのです。こういった時だからこそ、自らの足で町を売り込むことをしなければだめだと思います。わざわざということでもなくても町長も出張も多い訳でありますから、その行き帰りに広告代理店であっても、旅行会社であっても、企業であっても自治体であっても、うちの町へ来て下さいというようなことを言うのは、そう難しいことではないと考えておりますので、トップセールスもいろいろあるかと思っておりますけれども、実施をしていただきたいなと思います。私はトップセールスのことにつきまして、そのようにお願いした訳でありますけれども、親しい友人に滝上の町長がいまして、趣味が町の温泉巡りと道の駅巡りと町の施設を見て歩くのが趣味になってしまったということで、50カ所程度の町を歩いたことでありますけれども、新冠町にも来てくれました。ディマシオとレ・コード館の案内もさせていただいたところがあります。いずれもスケールの大きさにびっくりして、100万枚集めたレコードをどうするのかとも聞かれましたけれども、そういった町長がいまして、私も何年か前に滝上行った訳でありますけれども、そういう温泉に泊りまして、次の朝7時半頃食事をしていまして、その町長がネクタイをして現れて、何かいろいろ雑談をしている。私のところへ来まして、見送りに来てくれたのか。ありがとうございますと話をしましたら、いや見送りに来ただけでも毎朝夕方も含めて、自宅からの酪農経営者でありますけれども、行き帰りに温泉へ寄っているのだということで、就任早々はじめて今さらやめる訳にもいかないし、ずっと来ていると親しい人もたくさんできて、いろいろな話も聞けるのだということでありました。町長も温泉の社長でありますし、副町長も道の駅の社長であります。大きく構えるのでは

なくて、時間のある時には自分の会社、町の施設へ顔を出すというのがまた、トップセールスの1つにもなるのだらうと思います。手間のかかることではありませんので、そういったこともぜひ、実施をしてほしいなと思います。職員に煙たがられるだらうと聞きましたら、いやいやそんなことないと、職員もみんな友達だよというようなことも言っていましたので、ぜひともお願いをしたいと、答弁も聞かせていただきたいと思います。もう1点ですね、厳しい時代がありましたので、いろいろと研修も縮小をしてきた事情十分に承知しております。いずれ話す機会があると思うのですが海外派遣につきましては、私なりに予算の提案もできますし、地元に残るバックアップ体制のことについても考えてもいるところでもありますので、前向きに答弁をしていただきたいと思います。そのついでにもう1点聞きますけれども、答弁をつくるにあたって、当然関係の各課と打ち合わせもするのであらうと思いますけれども、私のこの海外研修について、どのようなディスカッションをされたのか、内容について若干聞かせていただきたいと思います。もう1点聞きます。トップセールスとは方向が違うかも知れませんが、厚沢部町ともう1つの町の名前を忘れてしまったけれども、同じような人口規模の町が、久しぶりにというか、道内では町村としては初めて東京事務所を開設したということで、記事に載っていました。それぞれアンテナショップがあるかどうかわかりませんが、そういうことと町のPR、企業まわり、自治体まわりが事務所の職員の仕事になるのだらうなと思いますけれども、新冠町も行財政改革も一段落したこともあります。昔はそういう東京事務所はいっぱいあったのだと思いますけれども、何とか新冠町単独であるいは、町長も町村会長でありますので、管内6町に声をかけて合同で東京事務所を開く。そして町のPRをすると、うちへ来て下さいと。定住・移住をして下さいと。いったようなことに費用をかけるのもまた、まちづくりの1つではないかと思います。先進事例も少しずつ出てきたようでありますので、十分に参考にさせていただきながら、取り組みを進めていただきたいと思います。なことで再質問にします。

○議長（芳住革二君） はい小竹町長。

○町長（小竹國昭君） トップセールスのことでございますけれど、これは私も折に触れて新冠町を売り込むための活動はして来ているところでございました。年度は忘れちゃったけれど、町民の方々と移住・定住対策につきましても組織をつくりまして、推進した時にその方々とも一緒になって、中京・名古屋の方を中心にいたしまして、トヨタの本社とか、デンソーだとか3日ほど付近をまわったと。というような記憶もございます。町を宣伝しながら、ぜひ新冠に職員の方々に退職後でもよいですから、ぜひ来ていただきたいと、そのような取り組みもしたこともございますし、それから軽種馬のことにつきましても、競馬場の方に生産者の方々と行きまして、馬主の方といろいろ懇談をさせて新冠の馬をぜひ買っていただきたいというようなお話もさせていただきました。色んな面でそういう取り組みをしてきましたし、新冠の出資者の方も東京だとか各地にいらっしゃいますので、そういう方々も尋ねまして、何かのお話がありましたら、お願いしますということで、宣伝を

しながら、中央畜産会の方にも新冠町からの行った役員の方々もいらっしやいまして、黒毛やホルスタインだとかそういうことも色々扱っておいりましたので、制度につきましても、教えていただいたり、新冠のこともお話しさせて頂いたこともございます。また、私もいろんな会議等にも出席するものですから、そういう場での新冠町の宣伝もやっているところでもございまして、北海道町村会におきましても、4、5年前から役員会というのがございますが、それはずっと札幌で開催しているのですけれど、年に5～6回中1回ぐらいは地方で開催したいお話も出ましたので、ぜひ新冠町で開催をお願いしたいということで、2回目になったのですけど、1回目はニセコの方で開催いたしまして、次は2回目に新冠の温泉でレ・コード館を中心にいたしまして、開催されまして先ほどお話ありましたように太陽のディマシオにも行きましたし、全道各地から町長方30数名来てお泊りいただいたようなこともございます。そのように私が直接いろんな場面で行く折にセールスすることもございますし、先ほど言いましたように、もっといろんな報道機関等も利用した町の売り込みは大変大きな役割を果たすのではないかと考えておりますので、これは両面で行っていく必要があるなと考えているところでもございまして、機会を作りながら私もそういうことに取り組んでいきたいと考えているところです。海外派遣のことにつきましては、いろいろご提案もございます。私どもも今後どうするかというようなことで、いろいろ検討したところでもございますけれども、やはりいろんな研修のやめたものもございまして、それら含めまして、全体的にこの研修のあり方、いきなり海外研修を再開するというのがよいのかどうか。これはやはり、いろんな階層の方もいらっしやいます。今は小学校6年と中学1年やっておりますけれど、それが青年そして壮年の方々あるいはご婦人の方々といろんな層がいらっしやいますので、これは全体的なことを考えなければならないと思っておりますけれど、堤議員から提案のあったこの研修事業につきましては、事前研修の中で町内国内のことも勉強しながら、それが海外につなげるんだというご提案もございましたので、この辺は十分検討に値するなという思いをしてございますので今後のこの研修のあり方については、十分その点も踏まえて、進めていかなければならないと思っております。それから東京事務所のこともございました。様似町が今年から設置するというので、もうすでに聞いている日程では11月の20日ぐらいに事務所をオープンするというような日程も決めているようです。その折に管内の各町長もその場所に来てくれというお話もございますので、言ってみたいなと思っております。その辺のことも十分検討しなければならないと思っておりますし、今、地方創生の中で北海道町村会として今取り上げている事業に、東京23区と北海道の町村との交流というのが今、大きなテーマになってございまして、私も東京であった町村会の役員の際に、東京23区の区長会の役員の方々が北海道町村会の役員と話をしたことがございます。その時をきっかけにいたしまして、北海道の町村とそれから東京の23区と交流しようというようなことになってございまして、23区というと人口も多いし、財政規模も違いますから1町では交流できるものではございませんので、日高としてどこかと交流をすることを検討しなければなら

らないなと思っております。今も物品の販売等、大井競馬場だとか、浦和だとか行って日高から共同で物を持って売っております。若干のつながりはあるものですから、どういう区と連携するかとなったら、馬のつながりがあるから大井競馬場のある区とやるのがよいのか。また、他の何かのつながりがある、そういうところとやるのがよいのか、検討しながらやっていきまして、そういうことを深めていきながら、それぞれの町の事務所だとか、日高としての事務所を持つかどうか、そのようなことまで発展するかも知れませんけれど、とりあえずは何とか日高として1つにまとまってどこかの区と交流連携をして、物の販売だけでなく、人の交流、人も良く、そして向こうからも人に来ていただくと。高校等もありますから、修学旅行で来ていただくとか、そういう人の交流も含めてこれからはやっていければよいなと思っております、ふるさと創生の中でぜひとも取り組んで行ければと思っておりますのでございます。

○議長(芳住革二君) はい、堤議員。

○2番(堤俊昭君) 24年度の職員研修を実施したことを知りませんでした。すいませんでした。大変申し訳ない質問をしたなと思っております。ありがとうございました。

○議長(芳住革二君) 以上で堤議員の一般質問を終わります。次に、**長浜 謙太郎議員の「農業振興政策について」**の発言を許可いたします。長浜議員。

○10番(長浜謙太郎君) 10番長浜謙太郎です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従いまして、農業振興政策について質問をさせていただきます。巷では地方創生の言葉が盛んにうたわれておりますが、一次産業の活性化が地方の活力の源泉の一端を担うそのことは紛れもないことでありましょう。新冠町は、農業や水産業を基幹産業とし、地域外より外貨を獲得する手段となりうる一次産業が堅調に成長していくことで、他の業態への波及効果が生まれ域内循環も潤い、ひいては商工業の振興発展に寄与していくものと考えます。このことにより町に活気が溢れ老若男女を問わずあらゆる世代が夢を持って、仕事に励み生活することのできる環境をつくり上げる可能性が生まれることでしょう。さて、一次産業の代表的作物として新冠町が誇るピーマンであります。新規就農者や後継者の存在による生産戸数の増加と生産面積の拡大により、総生産量は年々増加し、昨年度は売上高が5億円を超え、道内の年間生産量の約50%を占めるまでとなり道内一の生産地として確固たる地位を築いております。その品質の良さで市場での評価も高く、本年も販売数量は目下順調に推移し、販売単価が高値安定で推移しておりますことは、生産者と関係各位の尽力の賜物でありましょう。そういった中で懸念事項でありました選果設備の老朽化の解消と、生産量の増加に伴う選果処理能力の向上を図るべく先の定例会において関係予算の議決を行ったピーマン選果施設整備事業に対し、町が事業主体である新冠町農業協同組合へ補助金交付指令を行った訳であります。先月中旬には地鎮祭も無事に執り行われ、選別ラインの増設により処理能力も倍となる見込みの新たなピーマン集出荷選別施設に対し、早期完成と来年6月の稼働が待たれるところであります。また、新冠町が独自

に取り組んでいる新規就農者や農業研修生の支援策には就農設備等整備に2分の1以内の割合で500万円を限度とする補助を筆頭に、住宅補助、教育研修補助、指導研修補助があり、これは日高管内他町と比較してもかなり手厚く大変積極的な受け入れ体制を備えております。将来にわたって、これらの施策が確実に身を結ぶとなると、にいかっふピーマンというブランドのさらなる飛躍が期待され、明るい未来となることでしょう。そこで、このような状況の中、新規就農者やピーマンはもちろん従来より営農している既存農家に対しても規模の拡大や後継者支援あるいは新たな作物に取り組む場合などについても一層の支援を行う考えはあるのか、見解を伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。小竹町長。

○町長（小竹國昭君） 農業振興政策につきましてお答えをいたします。当町における農業振興政策につきましては、5年ごとに見直し、策定をしております。農業振興計画に基づき、各種施策を展開しているところでございます。現在は平成24年度から28年度を計画期間とする第5次計画に基づき、計画で定める各営農類型ごとの所得目標の達成に向けて農協や普及センターをはじめとする農業団体、関係機関のほか、農業者で構成する各振興会などと連携し、協力をいただきながら、事業を進めているところでございます。お話のございました新規就農制度につきましては、深刻化している農業者の高齢化や後継者不足への対応策として、農業支援員制度による研修機会の確保や新規就農のために取得する農地、農業用施設、機械、住宅など多額の投資費用に対して、補助率2分の1以内の補助制度を設けてございまして、これまでにこの制度を活用して、8名の方が独立就農をされているところでございますし、ピーマン選果施設整備事業については先に行政報告をさせていただいたとおりでございます。ご質問のございました既存農業者に対する規模拡大や新たな作物への取り組みに対する支援につきましては、すでに経営基盤が確立された中での取り組みとなりますので、基本的には従来と同様に無利子や低利な制度資金、リース事業など、国や北海道、農業関連団体などの事業をご活用いただきたく町といたしましては、野菜施設栽培に係るハウス設置事業や乳用牛・肉用牛の育成、繁殖に向けた支援、軽種馬の販売促進への支援など基幹作物の生産拡大や労働コスト・生産コストの削減、生産物の販売促進、円滑な経営転換などこれまで実施しております事業の内容を検証し、充実を図りながら、農業所得の向上に努めているところでございまして、具体的な例で申し上げますと野菜ハウスに係る1戸あたり20棟までの補助対象限度枠の撤廃や農家子弟が親元就農し、野菜ハウスを増棟する場合の補助率10%のかさ上げ、軽種馬や酪農から肉用牛に経営転換する場合に1年度あたりの導入頭数5頭までの補助対象枠を10頭に拡大するなど、規模拡大に向けた支援を講じているところでございますし、新規作物に係る試験栽培等の要望もございましたら、これに応えてまいりたいと考えております。また、後継者支援につきましては、これまでも議員各位からご指摘を受けておりますが、機会あるごとに国や北海道に対し、農家子弟に対する新たな支援制度の創設について、働きかけているところでございます。町といたしましても子弟が農業を継承されることが望ましい形

であると十分認識しておりますし、何よりも既存農業者の皆様が安定した経営基盤を確立され、世帯交代ができる環境を整えていただくことが一番の近道と考えておりますので、先ほど申し上げましたが、これまで同様に各種事業に支援を継続してまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございませんか。（なしの声あり）以上で長浜 議員の一般質問を終わります。昼食のため暫時休憩します。再開は午後1時とします。

（休憩 11時57分）

（再開 13時00分）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。但野 裕之議員の「ジェネリック薬品の利用促進について」の発言を許可いたします。但野議員。

○4番（但野裕之君） 4番但野裕之です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、ジェネリック薬品の利用促進について質問いたします。国民健康保険団体組合は赤字経営で苦慮されている中、現在、市町村単位で運営しているが、2018年度から都道府県単位の財政運営に移行される。都道府県は医療費の見込を立て、市町村に対して個別に割り当てた額の納付を求め、市町村は保険料を決定して住民から徴収し、都道府県に収め、集まったお金は医療機関への支払いに充てられる仕組みとなる。国は、高齢化により財政が悪化している市町村国民健康保険改革の中で、消費税率引き上げによる財源などを活用し、毎年度約3400億円を支援する。財政支援する約3400億円のうち約1700億円は、低所得者が多い市町村に配分され、残り約1700億円のうち約700億から800億円が医療費抑制に努力する市町村にまわり、さらに都道府県市町村間の財政力の格差を埋めるための調整交付金の拡充に約700億から800億を充てようとする。この医療費抑制に先発品よりも割安な後発医薬品ジェネリックの普及が求められている。ジェネリックの普及は、医療費抑制を即するねらいがあり、国民健康保険に加入する住民にとっては、保険料負担が低く抑えられるメリットがある。国はジェネリック医薬品の使用率を2020年度までに80%に高める目標を挙げている。道内での使用率は、1月時点で59.1%で、全国平均の58.4%をわずかに上回っている。そのような中、道はさらなる普及に向けた体制を整えるべく、医療関係団体、業界、消費者による北海道後発医薬品安心使用協議会を立ち上げた。昨年6月から8月にかけて、道内81カ所をモデル薬局とし、処方薬の名前や分量などを記録するお薬手帳に、ジェネリック医薬品に変更可能な先発医薬品が含まれているなどとするシールを使った周知啓発を全道的に行おうとしている。一方で、北海道消費生活センターにジェネリック医薬品を希望したのに処方されなかった、希望していないように処方された。などの声が寄せられ、患者さんの受け止め方も様々ようである。本町においても担当課職員はジェネリック医薬品の普及に向け、日々努力をしている中、頭を悩ませていることを察します。そこで、お尋ねします。本町にお

ける現時点でのジェネリック医薬品の使用率は。国が目標としている使用率80%に切り替わった時の薬代の試算は。国の目標値80%を達成するため、ジェネリック医薬品の利用促進に向け、どのように周知啓発の取り組みを行っているのか説明を求めます。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。小竹町長。

○町長（小竹國昭君） お答えをいたします。議員からお話ございましたように、国は、今年5月に成立いたしました医療保険制度改革関連法に保険者努力支援制度として平成30年度から後発医薬品の使用の割合や、特定健診や保健指導の実施状況、保険料の収納率の高さ、糖尿病の重症化を防ぐ取り組みといった項目に応じて補助金を決定する700から800億円程度の新たな財政支援制度を創設いたしました。特に医療費の抑制を図ることとし、先発医薬品の特許が切れて価格の安い後発医薬品ジェネリックの主要普及を図り、平成29年度では70%以上、平成30年度から32年度末までのなるべく早い時期に80%とする新たな数量シェア目標も本年6月に閣議決定されたところであります。後発医薬品通称ジェネリック医薬品は先発医薬品と治療学的に同等であるものとして、製造販売が承認され、一般的に開発費用が安く抑えられることから、薬価も先発医薬品に比較すると、安価な設定になっており、この医薬品の利用普及を図ることで、患者負担の軽減と国民健康保険財政の改善に資するものと考えられております。町では、平成21年1月20日付の厚生労働省からの国民健康保険における後発医薬品の普及促進についてという通達を受け、この利用普及活動を平成24年度から実施しております。1つ目は、ジェネリック医薬品希望カードをすべての被保険者に配付を行い、医療機関窓口においてジェネリック医薬品の使用申し出を円滑にできるようにしております。2つ目は、ジェネリック医薬品を利用した場合の自己負担額の軽減について知っていただくためジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の差額について、文書でお知らせしております。3つ目は、ジェネリック医薬品の使用状況の調査を行い、被保険者への使用働きかけなど保険財政の安定化につなげるための改善策に利用しており、これらの取り組みは医療費適正化に資する取り組みとして道からの調整交付金の対象とされているところであります。ご質問の1点目の本町の現時点の使用率につきましては、統計を取り始めた平成25年度が53%。26年度が64%。27年8月までの請求実績では70%となっているところであります。2点目の使用率80%での薬代の差額試算であります。医薬品費用額は年間81万7000円となりますので、その保険者負担分の約57万2000円の削減額となります。3点目の80%の目標を達成するための利用促進に向けた取り組みにつきましては、現在取り組んでおりますジェネリック医薬品希望カードの配布やジェネリック医薬品使用促進の差額通知書の送付に加えまして、本年7月からは北海道国保連合会から新たに提供を受けておりますジェネリック医薬品保険者別統計資料を活用しながら、被保険者に対する制度周知と積極的な使用勧奨を実施し、さらなる使用促進を図ってまいります。国民健康保険制度は、人口減少や高齢化などに対応するため平成30年度に北海道を保険者とする財政運営となりますが、町における窓口事務や保険料の賦課徴収事務は、これまで通りであり

ます。また、特定健診や各種予防事業など健康づくりやジェネリック医薬品の使用促進、治療効果を高めるための薬の指示通りの服用の励行など、医療費の抑制に対する取り組みは町民の皆さんと町が一体となって行動しなければ、町の財政運営にも大きな影響を与えることとなりますことから、関係する皆様方のご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございませんか。（なしの声あり）引き続き、「ふれあい夕食事業について」の発言を許可いたします。但野議員。

○4番（但野裕之君） 引き続き通告に従い、ふれあい夕食事業について質問いたします。ふれあい夕食事業は、食事や調理が困難な高齢者や障がい者に対し、定期的に訪問し、安否確認等を兼ねた配食サービスを目的とし、平成26年度までは、社会福祉協議会へ委託していた福祉事業です。3月の予算委員会でのふれあい夕食事業委託料の中でも委託先の変更に関する質問で、新しい委託業者の配達中に何らかのアクシデントが発生し、配達困難になった場合を想定したバックアップ体制が取られているのか。という質問に対し、社会福祉協議会に委託している時から詰め切れていない部分があり、整理をしてから対応を考えたいので、少し時間をいただきたいと答弁をされています。その後、半年ほど時間が経過しているので、すでに整理され、対応策が講じられていると思われるが、どのように結論づけたのか。次に、委託先の変更は、これまで以上に利用者へのサービス向上を図るためであり、委託先変更後、利用者が以前よりもサービスが良くなったと思わなければ、委託先を変えた意味がなく、事業目的を達成しているとは言えません。事業主体である担当課が責任を持った中での委託業者との相互関係の意思疎通が図られているのか、不安を感じる場面も見受けられます。本来の事業目的を達成するため、よりよいサービス提供が求められる中、このような状況では、利用者へのサービス低下が危惧されます。委託変更決定後、配食サービス安否確認が3月中に行ったシミュレーション通り正確に行われているのか否か、点検・調査を行っていると思われるが、具体的にどのような対策を講じたのか説明を求めます。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。小竹町長。

○町長（小竹國昭君） お答えをいたします。高齢者の方の見守りと食事の提供を行うふれあい夕食事業は、平成27年4月から町の直営事業として一部お弁当の製造と配達時の見回り業務を地元業者に依頼し、実施しているところであります。ご質問にありましたふれあい夕食配達中のアクシデントへの対応につきましては、検討の上、バックアップ体制を整えましたのでご報告いたします。配達中の事故やトラブル発生した場合は、すぐに受託事業者から保健福祉課に第一報が入り、状況を把握した上で課員による配達チームを編成し、公用車で対象世帯を訪問し、夕食の配達と見回りを行うこととして、不測の事態への対応を図ります。また、配達業務変更後に担当課と配達業者との間での意思疎通が図れなく利用者へのサービス低下等になっているのではとのご指摘ですが、変更後に夕食容

器の回収漏れや訪問の際に対象者の方が留守で本人の様子が確認できなかったなどのトラブルも数件ありましたが、すぐに改善に取り組み、容器の回収については翌日に必ず行うことや、留守の際には事業者から連絡をいただき、夕食までの間に連絡を取り、配達した旨のお知らせと安否の確認を行う等を励行しております。今後も利用者の方の安否確認はもちろんのこと、食事による健康維持などに必要不可欠な事業でありますので、何らかの不具合が生じる前に課題を把握し、改善を図ってまいりたいと思いますのでご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（芳住革二君） 但野議員再質問ございますか。はい、但野議員。

○4番（但野裕之君） 再質問いたします。委託先が事業主体ではなく、担当課が事業主体であるという強い責務を持って、委託先と密に連絡を取っていれば、サービス低下が危惧されるようなこともなかったと思います。委託先に丸投げということはないと思いますが、前任者の社会福祉協議会の時のような対応で事が足りるという安堵感と甘えと思いが、もし少しでもあったとしたならば、気持ちを引き締め直さなければいけません。事業主体は、担当課つまり町であるという自覚を再認識し、利用者の感謝溢れる笑顔を想像して、利用者のために最良のサービスを提供するという気構えで責務を全うしていただきたいと思いますが如何でしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、小竹町長。

○町長（小竹國昭君） ご指摘のとおりでございますので、そのような心構えで今後とも取り進めてまいりたいと思っております。

○議長（芳住革二君） 但野議員再々質問ございますか。（なしの声あり）以上で、但野議員の一般質問を終わります。次に、竹中 進一議員の「新冠町国保診療所改築及び医療圏について」の発言を許可いたします。竹中議員。

○1番（竹中進一君） 1番竹中です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問いたします。現在運営されている新冠町国民健康保険診療所は、過去において平成17年新冠町国民健康保険病院として、継続運営し改築されることで、平成18年から20年の3年間を工事期間として協議がなされた経過がありました。さらに平成18年には新冠町国民健康保険病院改築実施設計委託料4500万円が可決され、その間、当初予定の一般病床32床・療養病床37床計69床を60床とするなどの見直しがなされましたが、おりしも小泉政権下の国を挙げての行財政改革の真ただ中で、医療法の大幅改正がなされ、看護師の配置や診療報酬の見直しにより、大幅な収入不足が見込まれることから、各医療機関が混乱を招いている時期と重なり、慢性的な赤字体質がさらに膨らむことが予測されたために赤字体質からの脱却を図ることなどを主な理由として、現在の診療所として町民の医療を担っていくこととなった経過があります。ちなみに平成17年度以前の直近の国保病院会計の他会計繰り入れは、平成11年2億2341万円をピークに徐々に減る傾向で、当時の平成17年度の国保病院会計の他会計からの繰り入れは、1億円を

かなり下回っておりました。現在の状況を見た時、地域的不利条件・小規模まちの医療体制の継続の難しさを痛切に実感せざるを得ません。しかし、町も一定の期間を定め、改築の時期を先送りし、その間、庁舎内にプロジェクトチームを立ち上げ、医療全般について検討され、結論も出ましたが、施設の老朽化が著しい中、修繕・改修を行いながら、現在まで維持してまいりましたが、利用する町民をはじめとする患者、医師はじめ医療従事者におかれては、時代にふさわしいより明るく清潔な診療所の1日も早い改築が望まれているのではないのでしょうか。現段階での施設の改修構想がどこまで固まっておりますか、ご回答いただきたいと思っております。また、北海道は昭和44年に地域ごとに均衡のとれた医療提供体制の整備を目指す地方地域センター病院制度を創設し、また、昭和55年には北海道保険医療基本計画を策定し、地域の医療需要に対応して、包括的な医療を提供していくため、第1次から第3次の保険医療圏を設定しましたが、新冠町の属する2次医療道央圏は札幌・後志・南空知・中空知・北空知・西胆振・東胆振及び日高の8つの二次医療圏に分かれており、新冠町は日高一円に含まれておりますが、町民の二次医療圏の受診傾向は、医療圏別医療給付費の割合を見ると、苫小牧市方面に占める割合が平成17年度では19.64%で札幌市圏を含めても37.16%であった割合が、26年度の決算資料によりますと28.73%と徐々に増加傾向ですし、三次医療圏の札幌市方面を含めると町民の医療費の53.41%となり、この9年間で15.8%の増加となっております。当初は第二次医療圏の設定変更を当面行わないこととなっておりますが、次期北海道医療計画平成30年度以降の策定に向けて北海道総合保険医療協議会などにおいて地域医療提供体制を経時的に評価しながら、然るべき時期から第二次医療圏の設定について、検討することとなっております。設定の見直しについては、二次医療圏の面積や基幹となる病院までのアクセス時間等も考慮することが必要であるとされております。平成29年度中には高規格道路が厚賀まで延伸され、近い将来新冠町までさらに延伸されること。あわせて道央道苫小牧中央インターチェンジが来年度着工される見直しになったことなどを考慮した際には、交通アクセスの点から今後の状況に合わせた見直しが必要となるよう、今から働きかけていく必要があるのではないかと考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。小竹町長。

○町長（小竹國昭君） お答えをいたします。1点目の国保診療所の改築の検討状況についてであります。平成21年度に当時の国保病院から国保診療所へと移行する際に現有施設については10年間を目途として現状のまま利用することとしておりましたが、5年目を迎えた平成25年度に患者数の減少による一般会計からの繰り入れの増加に加え、老朽化が著しい施設の整備に向けた検討すべき時期に来ており、新たな診療所の適正規模についてもあわせて検討する必要があることから、役場内にプロジェクトチームを組織し、検討を進めてきたところであります。その結果、国保診療所を無床化とすることで、現在関係機関との協議を進めていることにつきましては、先に行政報告をした通りであります。老朽化が著しい診療所の建て替えを含めた改築計画につきましては、まずは診療所の適正

規模を見極めた上で取り進めなければならないことから、この無床化の取り組みを確実に実現しなければならないことは言うまでもありません。このため、無床化にあたっての関係機関との協議にあつては、特に新ひだか町との関わりが大きいことから、これまでも慎重に取り進めてきたところであり、今後においてもこの無床化を確実に進め、その上で当町における保健・福祉・介護などとの連携を強化した地域医療を確立し、その中核を担う新たな施設の改修へとつなげていきたいと考えておりますことをご理解いただきたいと思っております。次に、北海道が定めた二次医療圏についてであります。この医療圏の設定は、議員ご指摘の通り医療法第30条の4の規定に基づき、北海道の医療提供体制の確保を図るために平成25年3月に北海道が策定した北海道医療計画に位置付けされた圏域で住民に密着した初期医療を提供する市町村の行政区域を一次医療圏とし、一次医療圏のサービス提供機能を広域的に支援すると共に比較的高度で専門性の高い医療サービスを提供し、おおむね入院医療サービスの完結を目指す地域単位を二次医療圏とされ、北海道では21区域を二次医療圏とし日高管内にあつては、管内全域がその範囲とされているところであります。救急搬送等においては、当診療所の医師により、転搬送を受け入れ病院との医師間協議により、受け入れ先病院の専門医師の指示を受け、初期治療を施して、転搬送しているものであり、けがや病気の程度により転搬送すべき病院が確立されており、そのほとんどが苫小牧市の病院への転搬送となっており、浦河日赤病院への転搬送は、ごくわずかとなっているのが実態であります。計画策定当時、北海道から示された医療圏では、日高管内の一次医療圏医療機関からの苫小牧市への転搬送ができなくなることが危惧されたことから、日高中部・西部の自治体病院及び診療所が東胆振の検討会議に参加させていただき日高管内の一次医療圏医療機関の苫小牧市の病院への転搬送の必要性と実態を説明し、現状の救急転搬送体制の継続受け入れに至っているところであります。現在の北海道医療計画は、平成29年度までを計画期間としており、平成30年度からの次期計画の策定に向けては、北海道総合保健医療協議会などにおいて地域医療提供体制を評価しながら、然るべき時期から、第二次医療圏の設定について、検討していくこととされているところでありますので、今後適正な医療圏の設定について、機会あるごとに関係機関に働きかけをしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（芳住革二君） 竹中議員、再質問ありますか。はい、竹中議員。

○1番（竹中進一君） わが町の医療が診療所体制になり、一定の期間が経過いたしました。今、大きな転換期を迎え、町民はその行方に大きな関心を寄せております。診療所の改築は差し迫った課題でございますが、ただいま町長の答弁にございましたように、無床化になるのかということ、大変微妙な時期であることも理解できます。しかし、無床化・有床化をもちろん考慮してもそれなりの候補地としての予定とか、そういうものについて、検討されておられた経過はないでしょうか。現在の周辺ではもし、建設されたとなれば、いざという時のことを考慮しなければいけませんし、高台に移転するとなれば、高齢者が不便を来す等、解決しなければならない事項が数々ございます。建設建物については、昨

年研修に行きました長野県の原村の例ですと、診療所として建設せずに地域福祉センターを建設し、そこに間借りして診療所を運営しており、それにより、国からの補助額が大変大きく自治体の負担を減ずることができたと説明を受けてまいりました。建設されたのは平成6年ということでございましたから、同じ制度はもうないと思いますが、それに準ずるような制度などを活用し、建築が迫られている特別養護老人ホームほか改築が必要な施設なども含めたまち全体の計画についてお考えがございましたら伺いたします。

○議長（芳住革二君） はい、小竹町長。

○町長（小竹國昭君） お答えいたしましたように、診療所の形態がどのようになるかによって、建設場所も変わってくるということもございます。今までに建設場所について、検討した経過もございますけれど、津波以来いろんな考え方も変わって来ております。その辺も考え合わせなければならないと思っておりますし、財源の問題もございますので、いかに有利な建て方をするかと。町の持ち出しを少なくするかということもありますので、それにつきましては、単独の診療所がよいのか、複合的な施設がよいのか。先ほど鳴海議員の一般質問にお答えいたしましたけれど、総合的な面で判断しなければならないと思っております。今、具体的に場所をどうのこうのと言うことまでは至っておらない訳でございまして、今後も公共施設の整備計画の中で、それにつきましても検討していきたいと思っております。いずれにいたしましても、やはり相当な事業費ということも考えられますので、十分な財源確保の見込等も立てた上で、進めていかなければならないと今の時点ではそう思っているところです。以上です。

○議長（芳住革二君） 竹中議員再々質問ございますか。（なしの声あり）以上で、竹中議員の一般質問を終わります。次に、**椎名 徳次議員の「農業後継者の花嫁対策事業について」**の発言を許可いたします。椎名議員。

○7番（椎名徳次君） 7番椎名徳次です。議長さんのお許しが出ましたので、農業者の花嫁対策事業について伺いたします。わが町において、農業後継者対策花嫁対策事業にもこれまで町はいろいろ取り組んでおりますが、地域おこし協力隊の女性バージョンとして農業に関心のある方や将来農業に従事したいと思っている女性を募集し、空き家を改築し整備の上、牧場・酪農・乳牛・そ菜・水稻など農業全般の実習や研修を一定期間行い、農家の花嫁さんにといい考えをしていただきたいと思います。このようなことは、道内でもレディースファームスクールと称して、大変すばらしい成果が上がっている事業でもあり、体験研修を通して後は4Hクラブだとか青年のいろんな団体との研修・交流を含めて、後継者との交流で、花嫁対策になると思いますので、大変すごいアイデアだと思いますので、町長の所見を伺いたしたいと思います。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。小竹町長。

○町長（小竹國昭君） お答えいたします。農業後継者の花嫁対策事業ということで答えますので、まずこれまでに当町が行ってきました花嫁対策事業についてご説明をいたしま

す。当町では、平成2年度から平成22年度までの21年間にわたり産業後継者対策事業として、独身女性を対象にした農業体験実習生を募集し、その実習活動の中で独身後継者との交流の機会を通じ、間接的な花嫁対策を行ってきた経過がございます。この事業では21年の間に300人の女性が来町され、体験実習生として農業研修に励み、農業後継者との交流を通じて22名の方が結婚された成果がございます。一方、事業年数の経過と共に実習を希望する女性は、著しく減少し、1年間に1名という年もございましたし、実習期間が1年以上となった女性は10名しかいなく3カ月未満の女性が大半を占めていたために交流が深まらない。また、研修期間中の宿泊は、受け入れの農家との同居または敷地内の離れでの生活で、生活上のトラブルや受け入れ農家側の花嫁候補という思惑と農業体験を目的とする女性との意識の相違により、急遽研修を中止されるなど、事業運営上の問題点が多かったのも事実でございます。ご提案のありました事業は、専用住宅を新たに整備し、受け入れ農家とのトラブルを極力減らした中で現在実施しております地域おこし協力隊農業支援員制度に準じた研修を実施し、その副産物として結婚を期待するものと受け止めておりますが、結婚を目標に掲げるのであれば、短期の農業体験ではなく、長期の農業研修が中心となりますので、どの程度の需要が見込まれるのか不明でございますし、農業研修を謳うのであれば、研修終了後の就農プログラムも必要となります。また、宿泊施設を整備するための財源確保や受け入れ先に生じる賃金負担など農業者の意向の確認やその確保など、課題も多々考えられますので、先進的に取り組まれている市町村の事例を調査して見たいと思いますが、現在は独身農業者の自主性のもと新冠町地域担い手育成総合支援協議会が婚活事業の実施を計画しておりますので、まずはこちらを優先して実施し、その事業経過を見て、判断をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

○議長（芳住革二君） 椎名議員再質問ございますか。はい椎名議員。

○7番（椎名徳次君） 今回の町長の答弁では、あまり前向きなようには受け取ることができなかつたのですが、先ほど町長からもあったこの・・・（資料掲示～10月に行う婚活ツアーのチラシ）これがまだこれからなのですが、10月ですが、こういうこともよいのですが、その中でこれは、ただ本当の1日、2日の数時間の交流であって、自分の提案させていただいているのは、これは道内のある町で20年間で161名の研修生が来て、そのうちの約50%80人以上が地域に花嫁として嫁がれた大変すばらしい成果がありますので、これを自分は、町長が人口減少で町が衰退していく中、人口も増やしていかなければならない時には、住宅を整備するのにお金がかかる。これはもうわかっております。ですから、そういう消極的な考えではなく、前向きな考えで進んでいただきたいと思いますので、もう一度町長の決意を聞かせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（芳住革二君） はい、小竹町長。

○町長（小竹國昭君） お答えを申し上げましたけれど、決して消極的ではありませんで、

私もレディースファームスクールですか、初めて聞いた言葉でございまして、中身もよく理解しておりませんので、これにつきましては、先進の町の実施状況それらを調査してみたいとお答えしておりますけれど、それらを調査いたしまして、その効果あるいはいろんな問題もあるいはあるのかも知れませんが、慎重にやらなければならないと思っております。お話をいたしましたように、後継者育成の大変な重要なポイントがこの花嫁対策でもあると思っておりますので、このことにつきましては、しっかりと今後とも取り組んでいきたいとこのように思っています。

○議長（芳住革二君） 椎名議員再々質問ございますか。はい、椎名議員。

○7番（椎名徳次君） 今の答弁で期待を持てるなと思ってこれでやめますが、この北海道の町というのは新得町でありますのでどうぞよろしくお願いします。以上です。

○議長（芳住革二君） 以上で椎名議員の一般質問を終わります。以上をもちまして、一般質問を終わります。

◎日程第4 議案第42号 平成27年度新冠町一般会計 補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第4 議案第42号 平成27年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。なお、質疑は歳出からとし、項ごとに一括して行いますので、発言は内容を取りまとめ明瞭簡潔に補正項目の範ちゅうで質疑を行うようお願いいたします。歳出の11ページをお開き下さい。

2款総務費から質疑に入ります。1項総務管理費ありませんか。はい、堤議員。

○2番（堤俊昭君） ふるさと納税について、同じことを今回3回目と思えますけれども、こういった封筒でもはがきでも新冠町、いろいろ書いてある訳です。レコード寄贈者に対して、ふるさと納税お願いしますということを、ソフトに書いて通知したらよいではないですかということで、副町長は、対応は可能だと思うということで、ただ強制的になってはいけないので慎重に考えたいと。1年間慎重に考えていただきたいと思います。今、例もありましたけど、上士幌町でありますけれども、これは全道一10億円のふるさと納税を集めたということで有名でありますけれども、今年3月でありますけれども、関東圏の納税者に対して、お礼ということで、東京品川プリンスでありましたけれども、感謝パーティーを開催した。1000人以上が集まったということで、逆にお断りした方も何百人もいたようであります。町からは町長・議員・職員・各団体の長・返礼品の発送や定住・移住を担当しているNPO法人そして東京の士幌会の皆さんの手伝いもあったことあります。会場には、町からの特産品の持ち込み、アイスクリーム、牛肉、パン、ミルク等を用意して、ホテル側から飲食物の提供を一切受けなかったということで、旅費あるいは会場費程度で済んだと思うと、私の友人の議員が上士幌町にいますので、聞いて見たところあります。それで、会場にはたくさんのブースを設けて、特産品の販売や移住・定住の即品コーナーを設け大変な盛況だったということあります。町長の感謝の言葉も同時に来年以降もよろしくお願ひしますというあいさつには、1000

人以上の参加者から大きな拍手があったということでもあります。成果はどうかかわらないと言っていましたけれども、今年の8月時点で昨年の1.5倍ペースで納税があるということで、今年は20億円いくなという私の質問にいくかもしれないなということで、語っていた訳でありますけれども、上士幌町は人口5000人です。今後しばらく、税外収入の20億円というのを確保できることは、もう間違いないだろうと思います。税外収入20億円ということは、莫大な金額だと思います。総務省から過度な返礼品はやめなさいということで、指摘は無かったかということも聞いてみたのですが、注意されたことは聞いたことはない、法律違反をしている訳ではないので、これからもどんどん続けていくのだということで、来年の3月は関西圏の納税者に案内をし、1000人くらい集まってくれると思う話をしていました。こういった先行事例がありますので、先進地事例は宝の山でありますから、真似をしてくる自治体も出てくる訳でありますけれども、新冠町は、そこまではもちろんできませんけれども、副町長に何回かお願いして、それくらいは全く問題はないと、それぐらいは即断即決で早速実施をしていただきたいと思えます。

○議長（芳住革二君） 中村副町長。

○副町長（中村修二君） ふるさと納税に新冠町が本格的に取り組み始めたのは今年の9月ぐらいです。ホームページにアップをいたしまして、当初予想を上回るような形で新冠町に寄附をいただきました。今お話いただいたような先進地の寄附の情報からすると、まだ新冠町の額は小さいかも知れませんが、我々が当初考えていたよりも、はるかに大きな効果はあったと思っております。今年も同じような内容でふるさと納税も順調に進んでいるなと思っております。去年、今年と2年目になりますけれども、新冠町の場合、地場産業、地元の中で供給できるものがなかなか限られているということもあります。ホームページふるさと納税の関連サイトの中に新冠町の特産品という形でいろいろ紹介させてはいただいておりますけれども、非常にその紹介をする特選品ですか。苦勞をしている状況がありまして、なるべく町の収入になるのは、もちろんですけども地域の産業にも、新しいその販路として、開拓できるということもあって、町のなかなか販路を見つけることができなかつた地場産業にとっても大きな効果があるということで、私どもも町に集める以上に効果も含めて、一生懸命に取り組んでいきたいと思っております。特産品の競争をしてもしょうがないと、実はそのような部分があると思っております。寄附をしていただいた方とこれからどんな関わりを持っていくのかということが大事で、それが新冠にまた来年も寄附を試みようというような動機付けにつながるのではないかと思っております。前回、堤議員から質問がありました過去に新冠町と関係があった方々とのような形で連絡を取り合って町のまちづくりに寄与していただくのか。それから今、寄附をしていらっしゃる方と関係を保ちながら、寄附を継続していただけるのかについては、もうちょっと時間をいただいて、検討させていただきたいと思っておりますので、ご了承願いたいと思えます。堤議員おっしゃられているようなことについて、私どもも十分考えてお

りますので、もう少し時間をいただきたいと思います。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、同ページ。3項戸籍住民基本台帳費ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、12ページ。3款民生費 1項社会福祉費ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、同ページ。2項児童福祉費ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、同ページ。4款 衛生費 1項保健衛生費ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、13ページ。5款農林水産業費 1項農業費ありませんか。はい、堤議員。

○2番（堤俊昭君） 担い手育成の関係ですけれども、何とか12人が集まればよいなということがありまして、私も3名の女性に役場職員臨時職員でありますけれども、声をかけて見ました。2人には10月10日大事な用事があるので、申し訳ないけど出席できないと。もう1人は農家の人と一緒になるつもりはないと。それからうちにも従業員がいる訳でありますけれども、聞いてみましたが、牧場へ行きたいけれども経営者はいやだと。従業員と一緒にするなら私も考えてもよいことでありました。これは12人集めるのは大変だと思いますけれども、町長と副町長にお願いということになりますけれども、今言ったように役場内にはおそらく20人以上の対象者がいると思います。町のピンチということで、町長、副町長自ら一人一人の女性職員にあたって10月10日・11日何とか協力してくれということをお願いしたいと思います。

○議長（芳住革二君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 私の方から先に状況をご説明したいと思いますが、女性の周知方法につきましては、町のホームページ、駐在員文書、それから北海道新聞これらはすでに終わっておりまして、それから、農業青年2名と町担当者1名と3人で、町内の企業まわり、女性がいる企業への訪問、それからコンビニ等へのポスター掲示、そういったお願いそれから札幌市地下鉄パンフレットコーナーへの配置を札幌市にお願いをしたところでございます。現在、問い合わせが来ているのは4名でございます。もちろん今お話のあった役場庁舎内それから保育所・病院とですね、町の女性職員もいますので、町の女性職員も含めた中でのチラシ配りというのは、私どもの方でやっております。

○議長（芳住革二君） はい、小竹町長。

○町長（小竹國昭君） 私もこれは気にかけておりまして、昨日老人ホームに行きましたら、島田課長からありましたように、農業青年の方、対象者の2人と、町の職員1人で老人ホームに行きまして、あそこに結構おりますので、色々宣伝をして、ぜひ参加していただきたいというお願いをしておりました。私も、ぜひ多くの方に参加していただきたいものですから、本当は命令したいのですが、そこまで強制力はないと思いますので、そういったような参加するようなことで、お願いはしてみたいなと思っております。私も札幌に行った機会もございまして、不謹慎な話ですけど、会食に行った席上で、いろんなお話もした時に、お店の方にこういうことをやったら宣伝していただけるのですか。と言ったら、結構興味の方もいるから、宣伝をこの飲食屋さんでやるのもよいことだよ。とお話を

受けましたので、そういうお話もさせていただきまして、できるだけ町内だけでなく、広く全道各地から応募していただければよいなという思いで、率先してそういった取り組みをさせていただいていることですので、よろしく申し上げます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、竹中議員。

○1番（竹中進一君） 私も世話好きなタイプでございますので、どこかへ出かけた際に、対象とされるような女性がいる時には、相当な話しかけをしておりますが、結構様子見が多いのです。1回、2回やって見てよい雰囲気になったら、参加したい。最初から参加するのは独身の女性で、そんなのは度胸いると。そこまでなかなか踏み切りがつかない状況があるので、今回もし、なかなか盛り上がらない状況ができたとしても、これは粘り強くそういう機会を作っていくことは大変大事なことはないかと思うので、産業課長に頑張ってくださいと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（芳住革二君） はい、島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 最近の事例でございますが、ある市町村でございますけれども、農業青年が事前学習をしない中で、そういった婚活パーティーをして、女性から大変不評だったというお話がございまして、私どもが実施する場合には、そのようなことがないように事前のマナー講習も予定しておりますので、なるべく成功できるような形に努めたいと思います。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、14ページ。6款 商工費 1項商工費ありませんか。はい、椎名議員。

○7番（椎名徳次君） 7番椎名です。今回の第2弾のプレミアム付き商品券の発行事業でございますけども、前は大好評で好評すぎるぐらいで他町からも、かなりの方が買い求められ、地元の自分たちは買えない状況でありまして、今回のやり方は前回と同じようなやり方でやるのか。日高町では、何かきちっと自分の町民の証明を持って買うということをやっているようであります。前回と同じようなやり方でやるのか。それと期間がいつからいつまでの期間なのかをお知らせしていただきたいと思います。

○議長（芳住革二君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） ただいま議員さんから指摘ございましたように、前は2日間での完売ということで、なかなか町内の方も買えなかったことがございました。今回は、購入者は町内の方に限ります。前は個人あたり限度額10万円としていたものを、一世帯当たり5万円ということで、各世帯にはがきを送付します。そのはがきと身分証明書で交換していただくというようなことで考えてございます。それから販売期間につきましては、10月の中旬から11月の上旬ということで考えています。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、但野議員。

○4番（但野裕之君） 4番但野です。今の質問に関連してお尋ねいたします。今回第2弾を行うことは、それなりに目的を達成し、消費喚起がなされ、商工振興につながった結果と思われます。アンケート調査を実施し、報告を上げることで事業終了となる予定と

なっておりますが、アンケート調査はまだ行われてない状況であります。その状況であります。最終段階ではないですが、全体的にどのような感じに捉えられたか講評を求めます。また、私はこれまでにプレミアム付き商品券の発行を一般質問含め何度か提案してきましたが、カンフル剤的な一過性のもので商工振興の施策として、ふさわしくないものと判断され続けてきました。今回2回目となるこの事業を行うことは、商業振興策として認めざるをえないものと考えますが、そのように認めるのか。この2点お答え願います。

○議長（芳住革二君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 回答期限が9月5日までということで、回答数は69件しかございませんでしたが、このうち半数を超える43件というのは、今回の商品券をきっかけとして、普段の買い物だけではなく、新たな物を買ったというような結果がございますので、国が目的としております新たな消費喚起ということについては、一定の効果があつたと判断しております。それから、商工政策としてということなのですが、今回春先から9月までということで、この商品券をやりましたが、商工会サイドとしてもこの年末にかけての売り上げ低下ということが心配されてございました。その中で今回、道の事業で全額が交付されるということがございますので、これを活用してやってみたいということで、提案をしている事業でございます。

○議長（芳住革二君） はい、但野議員。

○4番（但野裕之君） 最後の質問の部分なのですが、担当課長として、商工政策としては必要なものであるかどうかの判断をお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 私の考え方ですけれども、この商品券が良かったかどうか、ほかにもあるのか別ですが、いずれにしても、商工会には経済を回さなければなかなか今の商店が生き残っていくことはできないと考えておりますので、こういった経済対策というのは必要だと思っております。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。長浜議員。

○10番（長浜謙太郎君） 10番長浜です。優駿浪漫街道サラブレッド壁画整備工事についてですが、これは修繕という形ではなく、リニューアルするとお聞きしておりますが、その際のデザインについては新しくなるとは思いますが、そのデザインの公募等を行う考えはあるのでしょうか。

○議長（芳住革二君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤正秀君） 今、議員がおっしゃるとおり、今回リニューアルということで、現状のものをすべて撤去して新しいデザインでやりたいと思っております。デザインですけれども同じサラブレッド、これを描くことは変わらないのですけれども、それを公募だとか、そういう手続を踏んで行うのではなくて、前回はいわゆる発注した業者側の方で書いてもらって、それを採用したのですけれども、今私どもが事前に進めている作業は、町内でサラブレッドを専門に描いている方がおまして、その方の絵が朝日にある優駿記

念館でポストカードだとか、絵を売っている方がいるのです。その方のところに行って書いてもらう。事前に予算は無いのですが、相談したところ快く引き受けていただいたのですが、それはその絵を採用する前提ではなくて、一応そういうデザインを提供して下さいということで絵を書いてもらっております。最終的な決定というのは、まだ内部でも詰め切れていませんけども、何種類かの絵を用意して、その中で決めたいと思っています。決めるにあたっては、広くやると時間もかかって、工期が冬になっていくこともあるものですから、その辺はどのように最終決定するかは、まだ決めておりませんが、何か工夫をして、いずれにしてもよりよいデザインでと考えております。

○議長（芳住革二君） はい、但野議員。

○4番（但野裕之君） 今回の質問に関連するのですが、まず、この部分におきましては、私はこのサラブレッド壁画を維持することは大賛成です。大変うれしく思っております。それでは質問いたします。昨年までの撤去の方針から一転改修するという理由が、補助金が付いたからという説明がありましたけども、補助金が付かなければ、撤去をしないでそのまま放置したのか。そこが1点。そしてもう1点、この先改修しますけども、何年間維持管理していく予定かが2点目。そして3点目、長浜議員と同じ質問になるのですが、せっかくの機会でありますから、著名なデザイナー、イラストレーターや漫画家などにデザインを依頼して観光資源としての価値を高める方法もあるのではないかと思いますし、また、全国的に公募をかけて注目を得た中で賞金を出すなどして、宣伝する方法も、時間的な問題もありますけども、そのような考え方もありますけども、どうでしょうか。

○議長（芳住革二君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤正秀君） まず、1点目の財源確保ということでございます。当時、商工会がこれを管理していて、それを維持補修をして、また継続したいということでございました。その時は900万円だったのです。それについて、町の方で補助金を出せるかどうかという中で、いろいろ議論があって、高規格道路も伸びてくるということの中で、その交通量が減るのではないかと。そういったこともありながら、その事業効果はどうなのだろうという中で、金額も大きいので当初は、あそこはいわゆる撤去の方向で町の内部的な一度方針を立てたというのが1点あります。その後、町民の方もとより議員の方からものです、そういった但野議員が言われたような非常にああいうものもないし、残すべきだと。こういうご意見と観光振興の面からもその素材として必要だというご意見もいただきまして、3月の予算特別委員会で、財源的なことも含めながら、検討させていただきたいと。それは前向きにと答弁しております。結論といたしまして、今回、その後町長も北海道の方の補助金関係もあたりながら、財源確保に努めるのは当然ですが、その中で補助金がついたと。で、補助金が付かなかつたら、しなかったのかということでございますけども、結果的に付いた訳でございますけども、しかしながらですね、これは前向きに行こうという1つの決断は、あったと私は思っております、平行して財源確保が良かつ

た結果でございますけども、ただ言いたかったのは、いろいろ目白押しの事業もありまして、過度な財政負担はできないことは言うまでもありませんけども、総体的に判断も見ながら、査定の中、頭を悩ませながらですけども、今回このような形でできたことですので、ご理解いただきたいと思います。それと今回リニューアルで新たな視点で町が事業主体で行うのですけども、これにあたっては、デザインなんかは新しくないと補助金が当たらないこと。それから優駿浪漫街道ということをPRすることで、北海道のそういった補助金を獲得したということもご理解いただきたいと思います。それから、この維持年数でございますけども、前回の設置から見ますと、大体10年から12、13年で補修ですかね。これが必ず来るということでございます。その10年後の方針は立てておりませんが、その頃は確実に高規格道路のインターが新冠の高江に開通する時期かと思っているのですけども、その時の町の状況だとか人の流れ、車の流れ、こういうのを見て、さらに例えばそこをやめてでも、別な新しい形の中で効果的は事業は提案できるとするならば、それをやめるかも知れません。それはその時期に来た時に、いろいろご相談したり検証して、判断するべきことだと思いますので、今から10年後、15年後必ず残しますことは、なかなかそういう部分はあるのかなと私は個人的に思っております。いろんな方に相談しなければならぬと思っています。あくまでも観光資源ですから、よりよく活用されるということが第一かと思っています。最後にデザインでございました。それでこの予算の中には、公募だとか、そういった予算は盛り込んでいませんけども、年度内には完成させるということで、冬の工事これがどの辺まで可能なかということと、どの程度の予算でということも検討していませんが、そのデザイン出し方もですね、先ほど言ったように採用しますという前提ではないのですけども、参考に書いてもらっていますけども、そういった方法が可能か、それと年度内に事業が完了できるスケジュールになるかもう一度内部で検討させていただいて、できるだけ前提は、よりよいものにもなると、喜ばれることを前提に考えたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（芳住革二君） はい、但野議員。

○4番（但野裕之君） デザインを含めた維持年数ですけども、インターができた場合、素通りの格好になりますよね。それでも、インターを降りても、戻って見たいというような、そういった観光資源となるべく、壁画にするように私は作るべきだと思うのですけども、予算的な部分もありますし、時間もありませんけども、本来であれば、観光資源で考えるのであれば、やはりインターを降りても新冠の壁画を見なくては。と思われる感覚になるようなものを作っていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（芳住革二君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤正秀君） 全くご指摘の通りだと思います。それで、そういったものができて、どんどん人が来てくれる条件が出された状況での判断ということでございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、堤議員。

○2番（堤俊昭君） プレミアム商品券、1年前に聞いておけばよかったのですけれども、

プレミアム分については地方創生の交付金ということになってはいますが、自治体によっては10%から40%の自治体も見つかったところでもありますけれども、この差はどこから来るのかなということについて聞きたいと思います。

○議長（芳住革二君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） この事業を始める前に、国から示されたのは10%から20%と、これが目安です。ということで提示がございました。それを受けて、当初新冠では20%を選択いたしました。その後、道から同様の上乘せ分が5%まで認められるということがあって25%にしたこととございます。おそらくプレミアム率を高くしているところは発行額を抑えて対応しているのだと思っています。

○議長（芳住革二君） ほかありませんか。はい堤議員。

○2番（堤俊昭君） 意味がわからないのだけれども、プレミアム分は地方創生の生活支援型というので、すべて上乘せ分は交付してもらえるのだと思っていたのです。それで差が出るのは納得できないなど。10%より40%の方が、消費喚起につながるのではないかと。そうすると、その分は町費ですか。町費でもないのですか。

○議長（芳住革二君） はい、島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 国からは限度額がいくらですと。この中でプレミアム分、事務費分それを設定して下さいということです。足りない部分はもしかしたら町費があったのかも知れませんが、うちの場合は全額道費でおさまるように事業を設計したこととございます。

○議長（芳住革二君） ほか・・・椎名議員。

○7番（椎名徳次君） プレミアム商品券のことで再度、今回は一世帯5枚程度ということですが、これであれば完売できない場合には、また再度の募集をするのかどうかを伺います。

○議長（芳住革二君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 完売できない場合には、今度は個人宛てに限度額幾らかというのは、その時点の状況によりますが、そういった再度の募集をしたいと思っております。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。ないようですので、暫時休憩します。再開は14時25分とします。

(休憩 14時12分)

(再開 14時25分)

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。15ページ。7款 土木費 1項道路橋梁費ありませんか。はい、鳴海議員。

○11番（鳴海修司君） 2目15節下段、共栄線の既存道路撤去工事とありますが、路線変更・廃止の条例改正が計上されておらず、どのような形で取り進められるか教え願

たい。また、現町道の起終点の取り扱い及び工事中における損害賠償保険の適用についても伺います。

○議長（芳住革二君） 坂東建設水道課長。

○建設水道課長（坂東桂治君） 厚別川の道路占用変更手続の完了時期や開発局が今、造成しようとしている仮設道路の完了時期の目途がつかまりましたなら、直近の議会にて町道の区域変更の提案をしたいと考えてございました。また、もう1点ですね、区域変更手続きを終えるまでに議員が心配しているような事故等が起きないように、起終点入れないように、しっかりとした万全の交通安全対策をしたいと考えてございます。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海議員。

○11番（鳴海修司君） もう1点なのですが、図面がないもので、どのような形で取り組まれて、現道路がどうなるのか、途切れてしまって起終点はつながらないのかがちょっとわからないのです。ですから口頭でもよいですから、どういう形につながっていくのか。一本路線になるのか、離れてしまうのか。その辺がわからないものですから、ちょっとお聞きします。

○議長（芳住革二君） 坂東建設水道課長。

○建設水道課長（坂東桂治君） 厚別川の堤防線でございますね。それから田端さんに降りて来る、堤防から降りて来る道路があります。そして下ったところからS字カーブになっております。S字カーブをやめて、下ってから真っすぐつなげると。というようなショートカットというか、直線化を開発局の方で仮設道路として、やっていただくと。ですから、終点切り替える道路に面することになりますが、そこは入れないようなバリケードだとかしっかりした形で旧道に入れられないような形で処理したいと思っています。旧道の方は、舗装と路盤含めまして撤去すると。開発局の仮設道路ができましたら、撤去するという予算の提案です。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海議員。

○11番（鳴海修司君） 重複はしないのですか。開発のつくる道路と町道とは重複にならないのですか。あくまでも町道には入れないにすることは、町道は町道なのですか。つながりがどうしてつながっていくのかということなのです。

○議長（芳住革二君） 坂東建設水道課長。

○建設水道課長（坂東桂治君） 町道と起点・終点は接することになります。しかし、そこには入れないようなそういうような手立てを講じたいと考えてございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、竹中議員。

○1番（竹中進一君） 撤去後の土地の余剰部分はどのように活かされるのですか。

○議長（芳住革二君） 坂東建設水道課長。

○建設水道課長（坂東桂治君） 撤去しようとしているところは河川敷地でございます。ですから、北海道に返すことになります。そして、新たに道路を切り替える方をまた、河川敷地なのですが、北海道の方から専用を受けると。無償で専用を受ける考え方です。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、但野議員。

○4番（但野裕之君） 同じ箇所の質問なのですが、少し疑問に思うのですが、今回の工事は日高自動車道に係る工事との説明でした。それをなぜ町費で賄うのか理解できないのですが、国から補助金が入っているのであれば問題ないと思うのですが。その辺はどうなのですか。

○議長（芳住革二君） 坂東建設水道課長。

○建設水道課長（坂東桂治君） 日高自動車道の方で、仮設道と言いながら、新しく造ってくれる道路は、町道よりも、さらにしっかりした形態の道路を造ってくれる訳です。最初は今の町道のぐにょぐにょとS字カーブで回っているところなのですが、そこを使う相談だったのですが、そこを補修して使う相談だったのですが、直線化して町の管理もS字で管理するよりは、真っ直ぐのものがよいという有利な面もございましたので、その申し出をしたのです。開発局は新たにしっかり開発の重車両が乗っても耐えられるような道路を造りましょうということで、現存する町道の方は町費で撤去して、その後、仮設道として使い終わった後、今度は町道として使いたいことで、そういう条件のもと予算提案したものであります。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、堤議員。

○2番（堤俊昭君） 除雪ということで、シーズンになれば担当課も頭が痛いと思いますが、私も3年ほど前に地元の人に朝日周辺の除雪がいつも遅いということで1回だけ怒られたことがあります。例年どういった苦情が多いのか、件数・内容等について教えてほしい。それから、町道に限り除雪をするのではないと思うのです。町道のほかにどういったところを除雪しているのか。それから地域にはそれぞれ生活館等がある訳でありますけれども、そういった集会施設の駐車場についてはどういう対応になっているのか。町道の延長については、それから町道以外も含めて除雪をするのは何kmなのか。それから、優先順位があると思うのですけれども、除雪の順路について簡単でよいですけれども、順路の考え方について、伺いたいと思います。

○議長（芳住革二君） 坂東建設水道課長。

○建設水道課長（坂東桂治君） まず1点目、住民からの苦情と内容・件数というお話でございました。主に多いのは雪が降った後、早く来てくれないか。そういう苦情というか、要望というか、そういう電話が雪降って除雪に入りますと、そういう電話が多いと感じております。年間どのぐらいの苦情の要望があるか、電話が入るかと申しますと大体平均しますと15件位と抑えてございます。次に、町道の総延長でございますけれども、町道の総延長は271.4キロでございます。そのうち除雪をしている路線は、冬期間除雪をしない路線もあります。一部除雪はするけれども、一部除雪をしない路線もあります。それらが全部で10路線。キロ数にすると41.2キロでございます。ですから、除雪の対象キロ数は230.2キロということなのです。ただしですけれども、よほど雪が降らない限り、新冠の市街地と節婦の市街地はやってございませぬ。そういった形で除雪をしております。

そして、生活センターの駐車場はどうしているのかと、そこは私どものこの除雪の管理下には入ってごさいませんので、管理者さんに委ねているというかそういう形で対応していただいております。それと、町道以外もやっているのかという質問でございますが、除雪の対象道路は、町道ということで町の方は対応しております。それと除雪の順路というか、除雪の順番ですが、除雪センターの基地が新冠の本町にあるのです。町の所有している機械は3台です。ダンプ、ショベル、グレーダー。この3台で雪の降り方によって2台の時もあるし、振り方によっては3台そして、民間に1台除雪の装備を備えたダンプがありますので、それを借り上げて最大4台で対応しています。いずれも発信基地は街からということで、街から山間部に向かって除雪をしていることとございます。記憶に新しいかと思いますが、今年の3月の議会中に大雪が降った時は、あらあら抜くのに1日では抜け切れなくて、それだけでも2日間かかったと。それからしっかり抜くまでさらに3日ぐらいかかった状況とございました。そういうことは何年かに1度、1年に1回あるかないかを感じております。最近、真冬のしばれた時に暖気が来て雨が降ることがあるのです。そういう時が今年もそうでした、去年もありました2年続いております。その時にはもう山間部はもうアイスバーンになりますので、砂まきをして対応していることとございます。

○議長（芳住革二君） はい、堤議員。

○2番（堤俊昭君） 早く来てほしいという苦情も含めまして15件ということでありまして、当然氷山の一角で、声が聞こえるのがたくさんあるのだと思っている訳でありますけれども、今、市街地がとか節婦が・・・ちょっとわからなかったのですけれども、町道230キロあると。当然行って来る訳だから、460キロ除雪しなければならないと。それプラス歩道もあると。500キロも600キロにもなると思うのですけれども、今、除雪車の話もありましたけれども、これは、新冠豪雪地帯ではありませんけれども、住民サービスの大きな課題の1つだと思うのです。3台、民間入れて4台という除雪車が適切であるのか、同じような自治体もやはり3台、4台しかないのか、5台、6台もあるのか。1000万以上はするのだと思いますけれども、住民サービスの視点から除雪車の増も検討すべきだろうと思います。如何ですか。

○議長（芳住革二君） 坂東道建設水道課長。

○建設水道課長（坂東桂治君） 住民サービス向上のために増やすことも考えてはどうかというお話ですけども、他町がどのぐらいの除雪の管理距離を持っていて、何台で対応しているかは抑えていないのですけども、新冠町に関して実際除雪業務を担当している課として感じていることは、確かに年に1～2度対応が遅いなという先ほど申し上げたように、そういうことはあるのですが、通常の降雪であれば、十分対応できるという機械の台数とございますし、また、夏場はこの除雪に使っている機械を今度は町道の砂利道の維持だとかに使っている訳でございますが、新冠町が持つ建設機械の台数としては私としまして丁度よいのかなと感じております。ただし、時に迷惑かけることもあるのですが、そこは我慢していただいとということと対応させていただいております。

○議長（芳住革二君） はい、堤議員。

○2番（堤俊昭君） 総延長が函館までの往復まである訳ですから、ちょっとほかの町の事例も研究しながら、住民サービスの向上という視点で少し時間をかけてもよいと思います。検討を続けてほしいと思います。岩清水ダム線ですけれども、町長の行政報告も聞いていたところでありまして、21.1キロと300mでありましたから、この路線は総延長で21.4kmになるのだらうと思いますけれども、あの辺は本当にほとんど行ったことないのですが、岩清水新冠ダム線の奥にもさらに町道が続いてあるのかを1点伺いたいのと、その町道の範囲の左は山で右が崖というようなことがずっと続いている訳ですけれども、これはすべて町有地となっているのかどうかということと、もう1点は町長の報告の中で、北電ほか関係事業所4カ所か5カ所名前が上っていましたがけれども、そういった利用頻度の多い事業所に対して、町道の維持管理の費用負担を求めても答えてくれるのだらうと思うのですけれども、そういった考えにならないのかどうかについて伺いたいと思います。

○議長（芳住革二君） 坂東建設水道課長。

○建設水道課長（坂東桂治君） 岩清水新冠ダム線の町道管理区間でございますが、21.4キロで間違いありません。それがどこまでかと言うと、新冠川水系と申しましよるか、北電のダムが4基入っています。下から岩清水ダム、下新冠ダム、新冠ダム、奥新冠ダム。そのうちの3基目の新冠ダムのダムサイトまでこれが町道でございます。それ以降は林道でございます、森林管理署と北電で管理しているものと認識しております。それと町有地かというお話がございました。この21.4キロのうち一部民地がございます。一部民地があつて、それ以外は国有林地でございます。国有林地を町が無償で借りている形でこの道路を管理してございます。それとあと費用負担です。これは財政状況が厳しい中、今後においても今まで通り町が主体となってこの道路を管理していくことができるのかどうか、それらも含めて、また北電と森林管理者と先ほど議員がおっしゃったように費用分担も含めて、今後協議をしてきたいと思っております。

○議長（芳住革二君） はい、堤議員。

○2番（堤俊昭君） 一部民地のほかは全部国有地という話でしたけれども、あのダムに造成するといった道路も含めて、いろんな歴史の中で、いろんなことがあつたと思うのですが、国有地を無償で借りているということでありましたけれども、これは必要があつて借りているのですか。

○議長（芳住革二君） はい、坂東建設水道課長。

○建設水道課長（坂東桂治君） 必要があつて借りているのです。議員認識の通り右手は谷になっています。道路から左手は法面の崖になっています。おおむねですけれども、法面の方はその崖の上ぐらいまで借りております。谷の方は、道路から場所によって違いますが、そんなに深くは借りていないのです。そういう形で借りていて何か起こった時に対応していることです。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。椎名議員。

○7番（椎名徳次君） 7番椎名です。除雪のことで再度ちょっと伺いたいのですが、除雪ですけども、里平になると一番町内でも一番はずれということでいつも除雪が、遅いと言われるのですが、その中で日高町と道路が、新冠の部分、日高の部分と分かれています。新冠、日高と入り組むのですが、その中で何年か前までは1年交代で除雪をやっていたのですが、今は自分の町は自分でやろうという形で行っております。それで、新和から富里橋までの間でも、日高町のダンプが来た時には排土板を上げていくのです。そしてまたそこで今度、橋を渡ると自分のところはやっていく。自分のところを通り過ぎると除雪を新冠の区域はしないということで、地域の方々は非常に不服に思っているのです。どうせ1本の道を走るのに排土板を下せば除雪になるのですから、それを今後日高町との協議の中で支線はともかくとして幹線だけはお互いに早く来た方が、除雪できる体制をつくっていただきたいと思うのですが、如何ですか。

○議長（芳住革二君） 坂東建設水道課長。

○建設水道課長（坂東桂治君） 議員おっしゃることが一番合理的でそして、日高町民、新冠町民関わらず住んでいる方が喜んでいただけたらと思いますので、その辺十分協議してみます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、武田議員。

○5番（武田修一君） 除雪の部分ですけれども、住民サービスのために台数を増やして行く確保するという議論もありますけど、本当に多い時にはさらに民間に台数を委託して出してもらおうような形は取っていないのでしょうか。

○議長（芳住革二君） 坂東建設水道課長。

○建設水道課長（坂東桂治君） 除雪というのは、ちょっと特殊な装備が必要で、例えばダンプであれば排土板が必要で、ショベルは持っている業者さんもいます。グレーダーも持っている業者さんもいます。こういうショベルとかグレーダーを使えるようなところはそういったことも検討していきたいと思いますが、ダンプは足が速いのですが、装備がなければ除雪できないこともあって、ダンプはちょっと厳しいかなと思いますが、ほかで利用できるような車種を持っている業者には借り上げという方法もありますので、そういった中で極力、住民に迷惑をかけないように早い対応できるように考えていきたいと思っています。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、同ページ。3項住宅費ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、16ページ。8款消防費 1項消防費ありませんか。はい、椎名議員。

○7番（椎名徳次君） 7番椎名です。ポロシリ山荘整備事業の補助金のことで伺います。この山荘は、登山の方に新冠側から登る平取の方は危険で、新冠側から登るのが好評で、今年もかなりの登山客が訪れております。それで、いつ直るのですかと自分に来られた登山のお客さんも聞かれるのですが、これがちょっとはつきりしないので、修理する工

事期間、それと完成予定、それとこの205万2000円で屋根から壁から床から直るのかどうかを伺います。

○議長（芳住革二君） 中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 工事期間につきましては、山岳会から聞いていますのは、季節的に9月以降が都合がよいのだという話を聞いておりました。予算が付きましたら、早速補助金を出す形の中で進めますけども、時期については山岳会にお任せしようと思っております。今回の200万2000円で見積もりをいただいております、隆起しています1階2階の床を平にすることと、腐っています屋根と壁を一部改修したいことで見積があがっています。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、同ページ。9款教育費 5項社会教育費ありませんか。はい、竹中議員。

○1番（竹中進一君） 1番竹中です。18節のレ・コード館の備品購入費についてお伺いいたします。これはプロジェクターの入れ替えでございましたけれども、入れ替えることは、今のプロジェクターの寿命が来たのか、それとも最新式の新しい機能を持ったプロジェクターに入れ替えることなのか。その点についてお伺いいたします。

○議長（芳住革二君） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本政嗣君） 既存機器の故障に伴う更新でございます。

○議長（芳住革二君） はい、竹中議員。

○1番（竹中進一君） 既存機器の場合ですと、例えば映像何かは今4Kとか8Kの時代でありますし、ビデオ何かもDVDに対応するハイビジョンとか、そういったことでハイビジョンから4K、それから8Kの時代になっています。大画面の場合は、それに対応し得るし、それが時代の先端の方向に持って来ているのではないかと思いますし、また研修室はスクリーンが大変小さくて後ろから見ると、認識しにくいのですけれども、それらのことについてはどのように認識されておりますか。

○議長（芳住革二君） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本政嗣君） 研修室につきましては3部屋配置をしている訳でございますけれども、ご指摘の部屋は第一研修室のことをおっしゃっているのではないかと思います。確かに、縦型で会議・研修会を企画いたしますと全面のスクリーンで画像等の投射等は後ろからは見づらいたろうという現象はございます。場合によりましては、真ん中の白い壁に写していただくなどの利用者の方々へのお願いの中で第一研修室を使う場合もございますけれども、いずれにいたしましても、会議室という用途でございますので、完全な視聴覚設備でご利用いただく場合につきましては、シアターをご利用いただいているようなことの中で対応させていただいております。

○議長（芳住革二君） はい、竹中議員。

○1番（竹中進一君） あそこは会議室といってもプロジェクターを使うのが主流になって来ておりますし、先ほど質疑の中にあつたそのプロジェクター自体の画素数とか、その

辺は改善されるのでしょうか。

○議長（芳住革二君） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本政嗣君） 今回更新を予定いたしますのは、レ・コード館で使っておりますプロジェクターは町民ホールにも結婚式だとか会議だとかで使ったり、それから研修室でも使ったりということの中で重複をして併用しております。したがって、画素数、それから照度につきましても、せつかくの更新でございますので、今あるものよりも精度の高いものを更新させていただこうということで、照度それから画素数ともに既存の機器の三倍程度のものを配備させていただこうという計画をしております。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、歳入に入ります。戻って、7ページをお開き下さい。質疑は、ページごとに一括して行います。7ページ。9款地方交付税、12款 使用料及び手数料 13款国庫支出金 1項国庫負担金ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、8ページ。2項 国庫補助金 14款 道支出金 1項道負担金 2項道補助金ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、9ページ。16款寄附金、17款繰入金 18款繰越金ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、10ページ。19款諸収入、20款町債ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、歳入・歳出の全般にわたって質疑ありませんか。はい、鳴海議員。

○11番（鳴海修司君） 債務負担行為の補正にて中山間農地データ管理システムによる航空レーザー測量が現地測量と比較して試算でどの程度の事業費軽減につながるのか伺います。また、現況平面や出来型など、5年あるいは10年に1度航空レーザー測量の更新・義務付けは生じてこないのか伺います。

○議長（芳住革二君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 議会の場で適正かどうかわからないのですが、非公式なのですが、このシステムは、畑、いわゆる農地の測量でございます。その関係での事業費9960万でございますが、田だけの実測した場合に1000万近いという回答はいただいております。それから、5年あるいは10年での更新ということなのですが、できればそのようなことはしたいと思っておりますが、何分にも負担がかかりますので、その時々において判断したいと思っております。すみません。訂正します。先ほど事業費9900と言ってしまいました。996万でした。すみません。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海議員。

○11番（鳴海修司君） 義務付けということは言われませんか。そういうことはないのですね。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、堤議員。

○2番（堤俊昭君） マイナンバーについて聞きますけれども、住民周知が内容までよくわかっているという人が44%というままに通知が始まる時期になって来た訳でありますけれども、4点聞きたいと思えます。国が示すセキュリティー対策ということで、このセ

セキュリティーについては、何回か議論もありましたけれども、この対策を10月5日まで完全に終えた自治体に対しては、作業費という名目で特別交付税が交付されるようなことになったようでありますけれども、新冠町は全ての作業が終わって、特別交付税の対象となっているのかどうかということ。2番目にカード申請する・しないは個人の自由となっている訳でありますけれども、先日言いました住基ネット方の取得率新冠は3%で、全国的には5%だったそうでありますけれども、ただ行政は町民に対してカードの取得をお願いするといった場面はなかったと思われましてけれども、今回のナンバーカードの取得について、住民がどの程度、何%程度取得をすれば、自治体としても役割を果たしたと考えているのかどうか。それから、マイナンバーカードを取得しない人も出て来る訳でありましてけれども、そういった方は、どのような不利益を生じることになるのかということ、それからマイナンバーカードにつきましては、早速施行前でありましてけれども、改正があったということで中村課長から説明をしてもらいましたけれども、預金やめたこと以外に、これは意味がわからないからお伺いしますけれども、情報提供ネットワークシステムを利用し、情報連携をできるように書類の削減が可能になるということ、私たちには関係ないのかと思いますけれども、これはどういう意味かと思えます。もう1点は自治体が、ナンバー法改正によって、自治体が独自にマイナンバーを利用することができるというような改正がありましたけれども、新冠町の場合は、独自に利用できるということ、どんなことを想定しているのか。新冠町の独自利用の予定について聞きたいと思えます。最後に中村課長から、住民基本台帳カードはまだすっかり終わった訳ではないということで、私も探し出して、12年前のものを持ってきましたけれども、残念ながら期限が切れてしまっていました。このカードを期限が切れたからと言って、その辺にぼんと置いて失くしてしまうと連携をしているので、マイナンバーカードの情報が、住民基本台帳カードによって盗まれることがあると、可能性もあるということをお昨日、一昨日話されたのかどうかについても伺いたいと思えます。

○議長（芳住革二君） 中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） まず、セキュリティーの関係についてご説明申し上げます。セキュリティーに関しましては、国のシステムの方でセキュリティー対策を行っております。29年の7月から地方公共団体間あるいは地方公共団体と国との省庁関係との情報の提供始まっているものでございまして、特にそれが始まりますと、地方公共団体情報システム機構というところが情報を取り扱うことになるものですから、地方公共団体の情報をそこをくぐることとなりますので、そこのセキュリティー機能の向上また、各省庁のセキュリティーの向上を図っているというものでございます。では新冠町にはどういことを求められているかと言いますと、国の方からは各地方公共団体に対しては、業務用パソコンをインターネットに接続するなという指導が来ております。年金情報が流出したのは業務用パソコンにインターネットを入れていたからということです。当町の場合は、OAを推進した時から実はインターネットを業務用パソコンには一切入れずにインターネットに

については各課1台ずつ専用の回線を使って見て頂いているということで、庁舎内のLANは完全イントラネット状態で、さらにインターネットをオフラインという状況で行っているものでございます。総務の関係しますのは、2番、3番は町民生活課で説明しますが、4番目にありました法改正された自治体が独自に利用する時の情報ネットワークシステムの関係についてということだったのですが、実は情報ネットワークシステムというのは、先ほど申しましたように29年の7月から自治体間、あるいは各省庁との情報提供が始まる時に使うネットワークシステムのことを言っております。それと独自利用の話の中では、今言われていますのは、例えばカードの中にICチップを埋め込んで、図書カードに使うとか診療券に使うとか、そういう機能を持たせることもできるようになっておりますけれども、新冠町はそれについては一切考えていないという状況になっています。そういう意味では、独自利用の部分と情報ネットワークシステムとは全く切り離した考え方でございますので、ご理解いただきたいと思っております。それと自治体が条例によりナンバーを独自利用できる話がございました。確かに条例で規定することによって、新冠町内の役場内の番号を使うことができるようになります。それは他の自治体に送る、先ほど言いました情報提供ネットワークが始まります29年7月については、社会保障・税・災害対策これに関する番号法9条に定められる業務しか使えない。ところが、役場の中ではその番号を条例で定めることによって自由に使えますよというものが、おっしゃられた内容です。例えば出産いたしました。出産育児一時金あるいは乳幼児の医療費の受給券の交付ですとか、母子保健に関するサービスの提供ですとか、そういうものに番号を使うことはできるのですが、町長部局と教育委員会とは、番号を勝手に使い分けすることはできません。例えば、子どもが生まれました。当然教育委員会からすれば、学齢簿に登録する訳ですけども、教育委員会の学齢簿に町長部局のデータを送ることはできません。それを可能にするのがこの条例で定めた業務内容となっております。それと住民基本台帳カードの関係ですね、マイナンバーと住基カードの関係についてなのですが、住基カードにつきましては、カードの交付されます来年以降、返却をしていただくことを考えております。先日先週申し上げました住民基本台帳番号が、実はマイナンバーとは関係ない。全く関係ないことはないのでという話をさせていただいたのですが、住基番号は、カードはなくなりますけれども、番号は依然その方々に付いてあります。なぜかと言いますと、省庁が独自で定めた符号、どのような形になるかはこれからなのですが、特殊な符号に、実は住民基本台帳番号を変換して省庁ごとに、それぞれ別なものを持つ。そのことによって、情報の流出を防ごうということで今作業に入っています。マイナンバーを使いますと、一遍に全部のことがばれてしまう、流れてしまう恐れがあることから、国でやろうとしているものは、住基番号に特殊の符号を付けて、その省庁省庁が持つ特殊な符号を付けてそれを情報ネットワークシステムの中で、動かそうということで、国は考えているので今制度設計をされていることです。そういう意味で住基番号とマイナンバーとの関係については、今申し上げたような中身になっております。

○議長（芳住革二君） はい、佐渡町民生活課長。

○町民生活課長（佐渡健能君） 私の方からは、個人番号カードにつきましてお答えさせていただきます。まずカードを取得した人としらない人でどのような不利益があるかという部分に関してですが、持っている人、持っていない人で行政サービスを受けるにあたり何ら変わるところはありません。また、カードの取得者を何%期待するかといった部分についてになりますが、期待と言いますか、想定といった形の答えになるかと思うのですが、9月3日に内閣府の調査が発表されたところでございまして、その調査の発表によりますと、24.3%の方が個人番号カード取得を希望すると答えたそうです。根拠のある数字としましては、この24.3%の形が取得を希望するのではないかなと思っているところですが、個人番号カードの取得につきましては、国の政策によるところで大きく変わるかなと思ってございまして、今後の政策の推移を見た中で、この推計と言いますか、想定も変わって来るところかと思ってございまして。それと今お持ちの住基カードにつきましては、個人番号カードを申請して受け取る際の引き取りとなりますので、その時に個人番号カードを受け取ると同時に住基カードは、返還していただく。という形になってございまして。それと最後に1点書類が削減されるのではないかということが、議員の方からどういうことかといったご質問があった訳であります。今、総務課長からお答えありました29年の7月には、その時サービスが少し変りまして、印鑑証明書等々の添付書類、手続に係る添付書類が個人番号カード持っている方は免除されるといったサービスが行なわれる予定です。その際の、それ以降につきましては、書類が削減されるという意味で、今報道されていることかと思ってございまして。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。これより、議案第42号に対する討論を行ないます。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第42号について採決を行ないます。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第43号 平成27年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第5 議案第43号 平成27年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算補正予算 を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。引き続き、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第43号について採決を行ないます。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第43号は原

案のとおり可決されました。

◎日程第6 議員派遣の件

○議長（芳住革二君） 日程第6 議員派遣の件 を議題といたします。お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにご異議ございませんか。（なしの声あり）ご異議なしと認めます。よって、「議員派遣の件」は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

◎日程第7 発委第3号 新冠町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（芳住革二君） 日程第7 発委第3号 新冠町議会会議規則の一部を改正する規則について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者 議会運営委員会 但野裕之委員長。

○議会運営委員会委員長（但野裕之君） 発委第3号、新冠町議会会議規則の一部を改正する規則についての提案理由並びに議案の内容についてご説明させていただきます。新冠町議会会議規則は、全国町村議会議長会で定めている標準町村議会会議規則を準用しておりますが、この準用会議規則の改正があり、欠席の届け出に関して、これまで事故として、一括して取り扱っていたものが出産についての規定を別に設けたところです。このため、新冠町議会会議規則の一部を改正する規則を定めようとするものです。改正内容につきましては、次のページの新旧対照表により説明させていただきます。第2条の次に、議員が出産のため出席できない時は、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。を加えるものでございます。前のページにお戻りください。附則としてこの規則は、公布の日から施行する。以上が新冠町議会会議規則の一部を改正する規則についての内容でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本件については議会運営委員会から提出されていますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）ご異議なしと認めます。これより、発委第3号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、発委第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 発委第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（芳住革二君） 日程第8 発委第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者 議会運営委員会 但野裕之委員長。

○議会運営委員会委員長（但野裕之君） 発委第4号、林業林産業の成長化に向けた施策

の充実強化を求める意見書の提出について、提案理由並びに意見書の内容について、説明させていただきます。本意見書につきましては、本年8月21日付で、北海道町村議会議長会から、議長に議決要請があったため議会運営基準の請願等運用方針5により、議会運営委員会として、地方自治法第99条の規定により別紙意見書を提出するものです。次ページをお開き下さい。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきた。

しかし、山村では、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続が危ぶまれる事態をも想定されている。

一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては、化石燃料への依存が高く、森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要となっている。

このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や森林整備加速化・林業再生対策等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを支援してきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 京都議定書第二約束期間における森林吸収量の国際的な算入上限値3.5%分を最大限確保するため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を位置づけるなど、森林整備や木材利用のための安定的な財源を確保すること。
- 2 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用安定化を図るため、公共事業である森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
- 3 川上から川下に至る総合的な対策を地域の実情に合わせて柔軟に展開するため、「森林整備加速化・林業再生対策」を恒久化し、財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。意見書提出関係機関は掲載の通りです。以上が発委第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてです。ご審議の上、採決下さるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本件については議会運営委員会から提出されていますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）ご異議なしと認めま

す。これより、発委第4号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、発委第4号は、原案のとおり可決されました。本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

**◎日程第9 発議第5号 日高管内活性化のためのICT利活用促進と基盤整備を
求める意見書の提出について**

○議長（芳住革二君） 日程第9 発議第5号 日高管内活性化のためのICT利活用促進と基盤整備を求める意見書の提出について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者 武田 修一議員。

○5番（武田修一君） 発議第5号 日高管内活性化のためのICT利活用促進と基盤整備を求める意見書の提案内容につきまして説明させていただきます。本意見書は、長浜謙太郎議員を賛成者として、地方自治法第99条の規定により別紙、意見書を新冠町議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、提出するものです。次ページをお開き下さい。

日高管内活性化のためのICT利活用促進と基盤整備を求める意見書

ますます高度化する今日の情報化社会において、ICT（情報通信技術）は産業・行政・教育・観光・医療・福祉・防災などあらゆる分野に於いて、その効率性や利便性により、利用がますます拡大され、いまや日常的に必要な不可欠な状況となっている。

また、ICTの利活用は、これから急激に進んでいく人口減少問題に対応するため、国と地方が推し進めている「地方創生」においても、最重要課題のひとつとして取り組んでいく必要がある。

しかしながら、日高管内の実態は、平取町・浦河町と役場所在の市街地を除く中山間地域は勿論、多くの地域がいまだ有線ではISDNしか使えない世帯が多く、携帯電話の不感地域も存在し、国が公表している超高速ブロードバンド網世帯カバー率99.9%の普及率とは大きくかい離し、新冠町では53.1%、1260戸が未整備世帯の状況にあり、言い換えれば、日高管内はデジタルディバイド（情報格差）が深刻な地域であると言える。

特に、日高管内の主要産業である一次産業において中山間の過疎地域に生活基盤を持つ人たちにも等しくユビキタスコンピューティングに取り組む事の出来る社会の実現をしていかなければならない。

また、イニシャルコストの負担の大きい地域においては補助制度の拡大など振興策を早急に推進するよう次の通り強く要望する。

- 1 超高速ブロードバンド網の空白地帯の解消
- 2 過疎地域に掛かる整備費用の予算確保と補助率の拡大
- 3 ICT利活用促進のため支援体制の整備

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。意見書提出関係機関は掲載の通りです。以上が、発議第5号 日高管内活性化のためのICT利活用促進と基盤

整備を求める意見書の提出についてです。ご審議の上、採決下さるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、発議第5号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、発議第5号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第10 発議第6号 JR日高線の早期運転再開と在来線の存続を求める意見書の提出について

○議長（芳住革二君） 日程第10 発議第6号 JR日高線の早期運転再開と在来線の存続を求める意見書の提出について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者 武藤 勝罔議員。

○9番（武藤勝罔君） 発議第6号、JR日高線の早期運転再開と在来線の存続を求める意見書の提案内容について、説明させていただきます。本意見書は、堤俊昭議員を賛成者として、地方自治法第99条の規定により別紙意見書を新冠町議会会議規則第14条第2項の規定に基づき提出するものです。次ページをお開きください。

JR日高線の早期運転再開と在来線の存続を求める意見書

JR北海道の経営のあり方を検討してきた「JR道再生推進会議」の提言書は、安全対策に集中投資する一方で、列車の減速便、線区の見直しをかかげた。

利用が少ない路線の廃止で経営改善をはかり、安全対策の経費を捻出するとみるむきもある。

JR北海道の営業キロあたりの安全投資額（2014年度）が、JR6社中一番低く、最も高いJR東海の約7万2000円に対して約6000円と10分の1以下である。安全投資をおろそかにしたことこそが、日高線線路被害や早期復旧を阻む要因であることは明らかであり、道民が利用する線路の廃止は許されない。

JR北海道は、日高線の復旧には多額の経費が必要になると試算し、沿線自治体に経費の負担を求めた。しかし復旧はもとより点検及び保線の経費はJRが負うべきものである。

日高線や利用が少ない路線の沿線自治体からも、「地方創生と両立しない」「次々と切るようでは、JRや北海道の未来はない」とJRのやり方に批判があがっている。通勤・通学、通院などで沿線住民は、不便を強いられる。

よって、JR北海道に対し、日高線の全線復旧計画を策定し、折り返し運転も含めた早期の運転再開を求めるとともに、日高線の保線・点検を強化とそのための財源確保のために、財政支援を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。意見書提出関係機関は掲載の通りです。以上が、発議第6号 JR日高線の早期運転再開と在来線の存続を求める意見書の提出についてです。ご審議の上、採決下さるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、発議第6号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、発議第6号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第11 発議第7号 安全保障関連法案の今国会成立に反対し廃案を求める意見書の提出について

○議長（芳住革二君） 日程第11 発議第7号 安全保障関連法案の今国会成立に反対し廃案を求める意見書の提出について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者 武藤 勝因議員。

○9番（武藤勝因君） 発議第7号、安全保障関連法案の今国会成立に反対し廃案を求める意見書の提案内容について説明させていただきます。本意見書は、堤俊昭議員を賛成者として地方自治法第99条の規定により、別紙、意見書を新冠町議会会議規則第14条第2項の規定に基づき提出するものです。次ページをお開きください。

安全保障関連法案の今国会成立に反対し廃案を求める意見書

防衛省が、安全保障関連法案の成立を前提に、自衛隊の部隊編成計画まで記載している統合幕僚監部の内部文書が存在することを認めた。国民の反対世論や国会審議を無視した、安全保障法案成立ありきの言語道断の暴走であり、安倍晋三政権の責任は極めて重大である。

防衛省の説明によると、文書は、法案の閣議決定翌日の5月15日に中谷防衛相が出した指示に基づいて作成されたという。中谷氏は国会での追及に、「国会の審議中に法案の内容を先取りするようなことは控えなければならない」「中身の運用の検討は当然、法案が通った後の作業になる」と答弁しており、その監督責任はいよいよ重大である。自衛隊の最高指揮官である安倍首相も責任は免れない。

文書は、表題が示すように、日米両政府が4月に合意したガイドラインと安全保障関連法案との関係を説明したものである。ガイドラインの内容には「既存の現行法制で実施可能なもの」と「法案の成立を待つ必要があるもの」とがあり、安全保障関連法案がガイドラインの「実行法」であることを示している。さらに、新ガイドラインにさえ書かれていない、米軍と自衛隊に関わる政策や運用面での調整を行う「同盟調整メカニズム」を常設し、その下に「軍軍間の調整所」を設置し、「日米共同計画」を策定すると明記して

いる。自衛隊を「軍」と表記し、日米共同司令部を創設するという、憲法に抵触する重大な内容である。

よって、国民や国会を無視し、戦争する国づくりの先取りである自衛隊の暴走の徹底した真相究明と憲法を日米同盟に従属させる本質を持つ安全保障関連法案の廃案を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。意見書提出関係機関は掲載の通りです。以上が、発議第7号 安全保障関連法案の今国会成立に反対し廃案を求める意見書の提出についてです。ご審議の上、採決下さるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、発議第7号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。はい、秋山議員。

○8番（秋山三津男君） 手を挙げるかどうか、反対するかどうかを判断するためにも必要ですので、今国会でやっていますけど、法案は通ったのか通っていないのかお聞きしたいのですが。

○議長（芳住革二君） 法案はまだ通っていません。はい、秋山議員。

○8番（秋山三津男君） 法案が決まっていない段階で、もし賛成多数で提出するのはいつ頃になるのでしょうか。

○議長（芳住革二君） この議会が終わってから、2～3日後になると思います。ただ、心配されたように議決された後に意見案が出される可能性はあります。はい、秋山議員。

○8番（秋山三津男君） では、可決された段階でも出すことになるのですよね。

○議長（芳住革二君） 賛成多数であれば手続上そうしなければならないかなと思っております。本来ならば、控えてもらえばと思いますけども意味のない意見書を出してもと思うのですが、これは皆さん方の考え方1つだと思います。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。はい、鳴海議員。

○11番（鳴海修司君） 反対の立場で発言いたします。本法案については、可決成立を目指し今日明日中の採決に向け、進行中であり、形だけの意見書で終わることが否めない上、法案内容が多岐に渡る国防、外交に及ぶもので、町議会の権限の範疇にはないとの判断に至った。また、新冠町議会としてこの件に関し、論議が一切なされておらず、廃案とする具体的根拠にも乏しいと思うことから、本法案の取り扱いに対し、慎重審議を期するところはあるが、廃案を求める本意見書には反対の意を表します。

○議長（芳住革二君） 賛成討論ありますか。はい、堤議員。

○2番（堤俊昭君） 賛成の立場で討論をします。集団的自衛権の行使は、例えこれは限定的であるにしても、思い描くのは憲法違反であります。私は憲法を勉強したことはありませんけれども、憲法は国家権力から国民を守るための道具であり、国会議員や私たち公

務員は憲法を尊重し、擁護する義務があるということは承知をしているところであります。多くの憲法学者や歴代内閣法制局長官、元最高裁判事、元最高裁長官までもが安保関連法案は違憲であると断言しています。戦後すべての内閣が集団的自衛権を認めることはありませんでした。戦後、日本が朝鮮戦争にもベトナム戦争にも行かされることなく、一人も殺すことなく、殺されることもなかったのが憲法9条を遵守し、集団的自衛権の行使をしなかったからにほかなりません。今回、安倍内閣は閣議決定によりまして、憲法解釈を変更しました。集団的自衛権の行使は憲法9条の範囲内であり、これまで同様、専守防衛に変わりがないと一層抑止力が高まると語っています。法の安定性等のことは全くの無視であります。私は本来の抑止力につきましては、ノーベル平和賞候補とも言われている憲法9条を守り、続けること以外にないと思っていますところであります。どうしても憲法を改正しようとするならば、正式な手続きを経て、国民投票を実施すべきであります。さらにこれほど重要な法案を12本同時に提案するなど、我々国民の理解が進むはずもありません。憲法違反の法案については廃案にすべきが当然でありまして、よって、本意見書に賛成をしております。今の鳴海議員の反対討論でありますけれども、時期が今では遅すぎるといった趣旨だったと思いますけれども、私も、提出者につきましても、時期が遅かったことについては各位にお詫びしなければならないなと思っていますところであります。ただ、それは国会の審議を慎重に見守っていたことが1つであります。もう1つは、意見書の提出は今日ではなくて、9月9日にすでに行われていることもご理解をいただきたいと思っております。議員各位におかれましては、重大な決断ということになる訳でありますけれども、この憲法違反である安全保障関連法案の廃案を求める意見書にぜひとも賛成をしていただきますことをお願いをしまして、賛成討論とします。

○議長（芳住革二君） ほかに反対討論ありませんか。ないようですので、討論を終結いたします。これより、発議第7号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手少数であります。よって、発議第7号は否決されました。

◎日程第12 会議案第10号 閉会中の継続調査について

◎日程第13 会議案第11号 閉会中の継続調査について

◎日程第14 会議案第12号 閉会中の継続審査について

○議長（芳住革二君） 日程第12 会議案第10号 日程第13 会議案第11号 日程第14 会議案第12号 閉会中の継続調査及び継続審査について 以上3件を一括議題といたします。総務産業常任委員会・社会文教常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から所管事務調査について、平成26年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会の委員長から付託事件の審査について、それぞれ会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしましたとおり、閉会中の継続調査及び継続審査の申し出がありました。お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審

査に付することに、ご異議ございませんか。(なしの声あり) 異議なしと認めます。よって、会議案第10号から第12号は、各委員長からの申し出のとおり継続調査及び継続審査することに決定いたしました。これをもって、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。お諮りします。会議規則第7条の規定により、平成27年第3回新冠町議会定例会を、本日で閉会いたしたいと思えます。ご異議ございませんか。(異議なしの声) ご異議ないものと認めます。

◎閉議宣告

○議長(芳住革二君) 本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長(芳住革二君) これをもって、平成27年第3回新冠町議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(15時42分散会)